

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

評価結果の総括

- ・第3期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。(すべての項目においてS・A評価である。)
- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究課題に取り組むとともに、専門性と指導力の向上のための効果的な研修事業に取り組み、インターネットを活用した情報の収集・蓄積・提供についても充実しており、全体として、一定の成果を挙げている。
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や総人件費改革、給与水準の適正化等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

平成23年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、厳しい財政事情下にあってもなお一定の研究水準を維持するための努力が必要である。(項目別 - p2参照)
- ・研修事業について、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、不断の見直しを進めることが必要である。(項目別 - p13参照)
- ・教育相談について、各都道府県における教育相談実施機関の自己解決能力の向上を図るため、コンサルテーションなど支援機能の充実を図りつつ、各都道府県における教育相談実施機関との連携・協力を更に進めることが必要である。(項目別 - p41参照)

(2)業務運営に関する事項

- ・給与水準について、役職員の給与規程が、国家公務員を対象とした「一般職の給与に関する法律」に準拠しているなど、適正な水準であると認められるが、引き続き国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくべきである。(項目別 - p56参照)

(3)その他

- ・中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示された方向性を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を果たすための取組が期待される。

特記事項

- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき、不断の見直しを進めていくこと。

文部科学省独立行政法人評価委員会
初等中等教育分科会 国立特別支援教育総合研究所部会 名簿

(委員)

岩井雄一 十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授、
同大学特別支援教育センター長

(臨時委員)

安藤隆男 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、
障害科学専攻長

内田照雄 (社)日本自閉症協会理事、神奈川県自閉症協会会長、
神奈川県自閉症児者親の会連合会代表

杉本由美子 特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会
地域交流室室長、前神奈川県立座間養護学校長

村林守 三重中京大学現代法経学部教授

山崎實 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課副参事兼副課長

(: 部会長、 : 部会長代理)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A					4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供	A				
1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A					(1) 研究成果の普及促進等	A				
(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	A					(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動	A				
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上	A					II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A				
(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による实际的で総合的な研究の推進	A					III 予算、収支計画及び資金計画	A				
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A					IV 短期借入金の限度額	—				
(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	A					V 重要な財産の処分等に関する事項	A				
(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	S					VI 外部資金導入の推進	A				
(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	A					VII 剰余金の使途	—				
(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援	A					VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A				
3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施	A										
(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援	A										
(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施	A										

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「—」は当該年度では該当がないことを、「／」は終了した事業を表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入						支出					
運営費交付金	1,247	1,252	1,419	1,343	1,082	人件費	792	717	786	704	741
施設整備費補助金	58	48	25	32	24	業務経費	325	334	377	480	249
受託事業等	6	6	5	7	7	施設整備費	58	31	25	32	24
厚生労働省補助金	10	-	-	-	-	厚生労働省補助金	10	-	-	-	-
諸収入(寄附金含む)	8	12	41	15	13	受託事業等	6	6	5	7	7
						一般管理費	60	53	60	86	57
						寄附金	-	-	-	1	3
計	1,329	1,318	1,490	1,397	1,126	計	1,251	1,141	1,253	1,310	1,080

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	1,167	1,090	1,182	1,275	1,029
業務経費						資産貸付収入	4	7	7	8	9
人件費	655	589	652	593	632	文献複写料収入	0	0	0	0	0
事業経費	289	287	298	381	207	受託収入	1	1	1	2	2
一般管理費						寄付金収益	2	0	-	0	3
人件費	156	145	160	147	149	補助金収益	10	-	-	-	-
その他管理費	43	41	42	43	36	資産見返負債戻入	19	17	15	15	23
減価償却費	64	59	57	57	51	物品受贈益	-	-	-	-	2
財務費用	2	4	3	1	0	受取利息	0	0	0	-	-
雑損	-	-	-	-	-	雑益	7	10	9	11	9
臨時損失	0	0	0	0	0	臨時利益	-	-	-	-	-
計	1,209	1,125	1,212	1,223	1,076	計	1,210	1,125	1,214	1,311	1,077
						純利益	1	0	2	87	1
						総利益	1	0	2	87	1

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
原材料、商品又はサービスの購入による支出	264	247	247	305	250	運営費交付金による収入	1,207	1,176	1,260	1,138	1,082
人件費支出	753	797	738	796	712	受託収入	1	1	1	2	2
その他の業務支出	85	91	78	75	65	寄付金収入	2	0	30	2	0
国庫納付金への支出	-	-	-	-	124	資産貸付収入	4	7	7	8	9
投資活動による支出						文献複写料収入	0	0	0	0	0
固定資産の取得による支出	99	35	35	77	52	補助金収入	10	-	-	-	-
その他の支出	-	-	-	-	-	その他の収入	7	10	10	10	9
財務活動による支出	45	41	42	44	38	投資活動による収入					
翌年度への繰越金	263	277	470	365	236	施設費による収入	58	31	25	32	10
						その他の収入	2	0	0	-	-
						財務活動による収入	-	-	-	-	-
						前年度よりの繰越金	218	263	277	470	365
計	1,509	1,488	1,610	1,662	1,477	計	1,509	1,488	1,610	1,661	1,477

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
資産						負債					
流動資産						流動負債					
現金及び預金	263	277	470	365	236	運営費交付金債務	76	158	205	0	48
有価証券	-	-	-	-	-	預り寄附金	-	-	-	-	3
未収金等	0	0	0	1	15	未払金等	192	122	230	230	162
前払費用	4	2	3	0	0	預り金	6	6	14	13	12
その他の流動資産	1	1	0	0	0	固定負債					
固定資産						資産見返負債	49	36	53	108	89
有形固定資産	6,974	6,781	6,617	6,484	6,311	長期預り寄附金	-	-	28	28	25
無形固定資産	2	1	0	14	11	長期未払金	120	75	30	-	-
その他の資産	4	2	-	-	-						
						負債合計	443	397	560	378	340
						資本					
						資本金	6,048	6,048	6,048	6,048	6,048
						資本剰余金	721	584	445	313	185
						利益剰余金	35	35	37	124	1
						(うち当期末処分利益)					
						資本合計	6,804	6,667	6,530	6,486	6,234
資産合計	7,248	7,064	7,090	6,864	6,574	負債資本合計	7,247	7,064	7,090	6,864	6,574

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	0	0	2	87	1
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-
II 利益処分別					
積立金	0	0	2	87	1
独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種※	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
定年制研究職員	45	44	45	44	41
任期制研究系職員	0	0	0	0	0
定年制事務職員	27	26	26	24	23
任期制事務職員	0	1	1	1	0

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A																								
		H23	H24	H25	H26																					
【(中項目)1-1】	1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【評定】 A																								
	<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 579 1518 775"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>456</td> <td>521</td> <td>471</td> <td>496</td> <td>500</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	決算額(百万円)	456	521	471	496	500	421	従事人員数(人)	28	29	30	31	32	26	H23	H24	H25	H26
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23																				
決算額(百万円)	456	521	471	496	500	421																				
従事人員数(人)	28	29	30	31	32	26																				
【(小項目)1-1-1】	(1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	【評定】 A																								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。</p> <p>イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。</p> <p>ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究を実施する。</p> <p>研究計画を策定し研究体制の整備を進める。</p> <p>イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。</p>		H23	H24	H25	H26																					
		実績報告書等 参照箇所																								
		平成23年度事業報告書18頁～23頁																								

<p>ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。</p> <p>ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しをいくつか、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。</p> <p>ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。</p> <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。</p>	
--	--

評価基準	実績	分析・評価
<p>特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献したか。</p> <p>(独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について(以下、「勧告の方向性」という。))</p> <p>特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層精選、重点化するものとしたか。</p> <p>(独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(以下、「基本方針」という。))</p> <p>ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選したか。</p>	<p>第3期中期目標期間の初年度として計画された平成23年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施した。</p> <p>平成23年度に取り組んだ研究は、研究所が主体となって実施し、運営費交付金を主たる財源とする基幹研究としては、専門研究Aが7課題、専門研究Bが9課題、専門研究Dが1課題であり、外部機関との共同研究は4課題であった。このうち、専門研究Aの4課題、専門研究Bの3課題を重点推進研究とした。</p> <p>平成23年度における研究課題については、前年度から継続となるものも含め、実際の・先導的研究課題への対応という観点を踏まえて精選し、研究課題数を絞り込む中で、インクルーシブ教育システムの構築や教育におけるICT(情報通信技術)活用といった喫緊の課題に対して、予算の重点配分を行った。</p> <p>(研究課題数、予算)</p> <p>平成22年度:27課題、144,016千円</p> <p>平成23年度:21課題、123,216千円</p>	<p>・変化の激しい社会において、特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策的課題、特別支援教育の新たな課題に迅速に対応し、研究し、成果の普及が図られていると認められる。</p> <p>・インクルーシブ教育システムの構築は、国の政策的課題として優先性が高く、これらに関する研究課題について重点推進研究で採択されていることや、教育現場からの要請が高い課題について採択されており、妥当な選定結果であると認められる。</p> <p>・研究基本計画に基づき、研究課題を選定する仕組みが適切に整えられているものと認められる。</p> <p>・研究課題を厳選しなければならないという環境下において、取り上げられにくいニーズの多様化等を背景に顕在化している諸課題に考慮することも、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割であり、厳しい財政事情下にあってもなお一定の研究水準を維持するための努力が引き続き求められる。また、外部資金の活用について、さらに推進していくことが重要である。</p> <p>・研究ニーズ調査の実施にあたっては、都道府県教育委員会等にニーズ調査を毎年度実施し、研究課題の設定や研究内容の見直しに生かしているが、定例化により回答する側に趣旨を十分理解されなくなる恐れもあることから、頻度や手法について検討することが必要である。</p>

<p>研究計画を策定し研究体制の整備を進めたか。</p> <p>イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。</p> <p>ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。</p> <p>ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。</p> <p>ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間</p>	<p>平成24年2月に、平成20年8月に策定した研究基本計画を改訂した。改訂に当たっては、原案を各都道府県教育委員会・全国特別支援学校長会等の組織・団体等に送付するとともに、研究所のウェブサイトにも掲載し、広く意見を求める手続きをとった。</p> <p>研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、各年度の研究計画を立案するとともに、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けた。</p> <p>具体的には、特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応する研究班として、障害のある子どもの教育の在り方に関する研究班(在り方班)、特別支援教育の推進に関する研究班(推進班)、ICT及びアシスティブ・テクノロジーに関する研究班(ICT・AT班)の3研究班を設けた。また、障害種別専門分野の課題に対応する研究班として、視覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(視覚班)、聴覚障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(聴覚班)、知的障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(知的班)、肢体不自由のある子どもの特別支援教育に関する研究班(肢体不自由班)、病弱・身体虚弱等にある子どもの特別支援教育に関する研究班(病弱班)、言語障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(言語班)、自閉症のある子どもの特別支援教育に関する研究班(自閉症班)、発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)のある子ども又は情緒障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(発達・情緒班)、重複障害のある子どもの特別支援教育に関する研究班(重複班)の9研究班を設けた。</p> <p>研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、関係機関へ研究成果報告書を送付するとともに、研究成果報告書をウェブサイトに掲載している。研究課題については、都道府県教育委員会等にニーズ調査を実施し、研究課題の設定や研究内容の見直しに生かしている。</p> <p>また、平成23年度において行った研究課題21課題のうち研究期間を1年とした課題が3課題、2年とした課題が18課題であった。</p> <p>特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課</p>	
---	--	--

<p>を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設し、平成 23 年度から実施する。</p> <p>[研究テーマ1] インクルーシブ教育システムに関する研究(平成 23 年度～27 年度)</p> <p>[研究テーマ2] 特別支援教育における ICT の活用に関する研究(平成 23 年度～27 年度)</p> <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施したか。</p> <p>(平成 22 年度業務実績評価での指摘事項) ・教育現場のニーズ調査は、ナショナルセンターとしての研究所が実施する研究の一つとして有効な方法であり、かつ研究基本計画立案や修正に基礎的な資料を提供するものである。調査では、関係機関・団体から意見が寄せられ、有効に機能していると認められる。ただし、教育現場のニーズと研究ニーズは、概念上異なるものであり、両者の適切な使い方とともに、その違いを意識しての取組を行ったか。</p> <p>・ニーズ調査は、継続していくうちに調査自体がパターン化してしまう恐れがあるので、その点に留意した検討を行ったか。</p>	<p>題から構成された研究を進める「中期特定研究」を開始した。研究テーマは、「特別支援教育における ICT の活用に関する研究」、「インクルーシブ教育システムに関する研究」とし、「特別支援教育における ICT の活用に関する研究」については 1 課題、「インクルーシブ教育システムに関する研究」については 2 課題に取り組んだ。</p> <p>研究ニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など 163 の組織・団体等を対象に実施した。この中には、各障害種別の親の会、PTA 連合会、全日本手をつなぐ育成会、自閉症協会等 22 団体から構成されている全国特別支援教育推進連盟が含まれている。さらに、ウェブサイト上でも意見募集を実施した。これらを通じ寄せられた意見・要望は各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>例えば、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」については、その研究への期待とともに、研究課題に関わる交流及び共同学習の取り扱いについての意見があり、研究を実施する上での参考とした。</p> <p>第 3 期において研究ニーズ調査という言葉は用いているが、ここで把握されるものは、調査対象となる組織・団体等主として教育現場から寄せられる研究に対する意見や要望であり、研究ニーズの構成要素となるものであるとしても、研究ニーズそのものと同じとは考えていない。</p> <p>研究所としては、こうした意見、要望を重視することはもちろんであるが、研究所として国の施策等の動向も踏まえつつ、今後どのような見通しをもって研究を進めるべきかということを押さえた上で、研究課題を設定する必要があると考えており、そのために研究基本計画を策定し、平成 23 年度には改訂を行っている。なお、事業報告書 P24 の図は、このことを示している。</p> <p>ニーズ調査は、平成 19 年度から始めたものである。今のところ特段の問題は見受けられていないと思われるが、必要に応じ、検討は行っていきたい。</p>	
---	--	--

【(小項目)1-1-2】	(2)評価システムの充実による研究の質の向上	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をする。</p> <p>各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。</p> <p>ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。</p> <p>中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価(事後評価)を実施するシステムを構築する。</p>		H23	H24	H25	H26
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>平成23年度事業報告書24頁～28頁</p>			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対する研究ニーズ調査をしたか。</p> <p>各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施したか。</p>	<p>平成23年5月に、平成23年度の研究計画に対する研究ニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など163の組織・団体等を対象に実施した。この中には、各障害種別の親の会、PTA 連合会、全日本手をつなぐ育成会、自閉症協会等22団体から構成されている全国特別支援教育推進連盟が含まれている。さらに、教員、保護者、社会一般からもウェブサイト上での意見募集を実施した。これらを通じ寄せられた意見や要望を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。</p> <p>平成23年度に行われた各研究課題について国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から内部評価及び外部評価を実施した。 (内部評価の実施)</p> <p>内部評価については、各上席総括研究員が評価委員となり、研究実施期間を通じて研究の進捗状況を評価する内部評価システムにより、評価を行った。内部評価システムの間接評価は、2年研究の場合は、研究開始年度の10月に中間評価、3月に初年度評価(重点推進研究のみ)及び研究終了年度の6月・12月に中間評価を実施した。また、1年研究、2年研究ともに、研究終了年度の3月に最終評価を実施した。最終評価の対象となったものは、平成23年度に成果をまとめた専門研究Aは4課題、専門研究Bは9課題、初年度評価の対象となったものは、平成24年度に継続する専門研究Aで重点推進研究となっている2課題である。</p>	<p>・研究計画に対するニーズ調査の実施、評価システムの改善、各研究課題への評価の実施について、着実に取り組んでいる。</p> <p>・内部評価及び外部評価による研究の成果を評価したことや、研究期間を通じた不断の評価を行ったことは、研究の改善及びその後の展開に極めて有効であり、適切な手続きにより実施されていると認められる。今後も継続的に取り組むことを期待する。</p> <p>・内部評価及び外部評価による評価結果は良好であり、一定の研究水準を維持していると認められる。</p> <p>・ウェブサイトからの意見募集については、アクセス数に比して意見記述が少ない状況にあり、広く意見収集を行いたいという強いメッセージを学校現場等に伝えるための工夫が必要である。</p> <p>・研究課題の厳選がもためられている状況において、特別支援教育のナショナルセンターとしての研究水準を確保するためには、研究ニーズ調査結果や評価結果を踏まえ、研究方針を各研究班に示し、各研究班は示された研究方針をもとに、研究課題を提案する仕組みを検討する必要がある。</p>			

なお、共同研究 2 課題については、結果的に事業としての取組という性格が強くなり、研究評価になじまないと判断したことから外部評価を実施しないこととした。

中間評価結果(初年度評価結果を含む)及び最終評価結果は、速やかに研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容、研究実施計画の改善に生かしている。

また、本年度より評価者が研究成果の概要を把握した上で評価に臨めるよう評価資料に研究成果報告書サマリーを加え評価を実施した。

(外部評価の実施)

外部評価については、当研究所運営委員会の下に設置している外部評価部会において、運営委員会会長が指名する運営委員 11 名と運営委員以外の学識経験者 8 名、計 19 名の評価委員にて評価を実施した。

評価対象課題は、平成 23 年度に成果をまとめる専門研究 A は 4 課題、専門研究 B は 9 課題、平成 24 年度に継続する専門研究 A で重点推進研究となっている 2 課題である。

評価結果は、外部評価結果報告書としてとりまとめ、内部評価と同様に研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容に生かしている。外部評価結果報告書は、参考資料に掲載している。

(内部評価結果及び外部評価結果の概要)

研究活動の評価については、終了課題においては研究目標の妥当性、研究の達成状況及び研究の成果の観点から、継続課題においては研究目標の妥当性、研究の進捗状況の観点からそれぞれ評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を下記の 5 段階の評価で行った。

A+(5 点):非常に優れている。 A(4 点):優れている。

B(3 点):普通である。 C(2 点):劣っている。

C-(1 点):極めて劣っている。

初年度評価については C(2 点):努力を要するレベルにある。

C-(1 点):実施方法の改善が必要である。

総合評価の状況					
内部評価			外部評価		
A+	・・・	1	A+	・・・	1
A	・・・	14	A	・・・	14
B	・・・	0	B	・・・	0

C	・・・	0	C	・・・	0
C-	・・・	0	C-	・・・	0

ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用したか。

教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、ウェブサイトを活用し教育現場等や広く国民から意見や情報の収集を実施した。

(事前)

平成 23 年 5 月に、平成 23 年度の研究計画に対する研究ニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など 163 の組織・団体等を対象に実施したが、これに合わせて、教員、保護者、社会一般からもウェブサイト上での意見募集を実施し、寄せられた意見や要望を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。

(中間)

平成 23 年度継続の研究課題について、平成 23 年 5 月にウェブサイトを活用し広く意見を受け付けた。

(事後)

平成 22 年度に終了した研究課題については、研究成果報告書を作成した上でウェブサイトへ掲載をすることにより国民からの意見収集を行えるよう措置をした。

また、各都道府県教育委員会等に対し研究成果報告書の利活用状況についても調査を行った。意見として、研究成果報告書サマリーを作成することへの要望が多く寄せられたことから、平成 23 年度終了課題より研究成果報告書サマリーを作成することとした。

(平成 22 年度業務実績評価での指摘事項)
・Web サイトからの意見募集については、アクセス数に比し意見記述が少ない状況にある。周知やシステムの継続の他に意見収集を進める工夫を行ったか。

ウェブサイトを通じて寄せられる意見はほとんどない状況である。研究ニーズ調査という性格上、やむをえない面があるが、今後ともメールマガジン等、研究所の媒体を使ってニーズ調査を行っていることについて周知を図っていきたいと考える。

中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価(事後評価)を実施するシステムを構築したか。

平成 23 年度より開始した中期特定研究制度についての評価システムを以下のとおり構築した。

<p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項)</p> <p>・評価方法の改善も行われているが、評価の仕方として段階等の量的な扱いのみではなく、より研究の改善に資する定性的な評価の導入などの工夫を行ったか。</p>	<p>中期特定研究評価システム</p> <p>1. 評価の趣旨</p> <p>研究全体としての5年間の目標の達成状況 中期計画との関連で研究として適切であるかどうか を評価する。</p> <p>2. 評価の構成と実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期特定研究の評価は、事前評価、中間評価、最終評価で構成する。 ・それぞれの評価で、内部評価と外部評価を実施する。 ・中間評価は、中期特定研究2年次終了及び4年次終了時とする。専門研究A,B(及び重点推進研究)としては、他の研究課題同様、個々に別途評価。 <p>3. 評価の方法</p> <p>内部評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事(企画部長)が評価し、その結果を評価委員会に報告する。 ・評価委員会で評価を決定し、評価結果は評価委員会委員長より中期特定研究を主管する研究班長に通知する。 <p>外部評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会において評価する。 <p>評価においては、A+、A、B、C、C-といった評価に加え、総合評価だけでなく、研究課題設定の意義、研究計画の進行状況、研究の成果、研究の公表といった観点ごとについてもコメント欄を設け、評価委員からの意見を記載することとしており、研究所としては、この欄での意見を研究成果の最終的なとりまとめや今後新たに研究を実施する際の参考としている。中期計画においては、評価システムの不断の見直しを掲げており、評価が研究の改善に生かされるよう引き続き、改善についての検討を行っていきたい。</p>	
---	--	--

【(小項目)1-1-3】	(3)学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。</p> <p>イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。</p> <p>ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。</p> <p>ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> <p>ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。</p> <p>大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p> <p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。</p> <p>特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。</p>		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
		平成23年度事業報告書29頁～31頁			
<p>評価基準</p> <p>相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施したか。</p> <p>イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みについて、平成24年度からの実施に向けた検討を進める。</p>	<p>実績</p> <p>従来の研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みとして、研究協力者及び研究協力機関の公募制度を創設し、平成24年度の研究活動実施に当たって公募を行った。公募は、都道府県等教育委員会を經由して実施し、併せ公募を行っていることを研究所のウェブサイトに掲示した。また、応募を受けての研究協力者、研究協力機関の決定は、所内審査を経て、理事長が行うこととした。</p> <p>なお、平成24年度に実施する研究課題について、研究協力者及び研究協力機関を依頼するに当たり公募を行った研究課題は、専門研究Aは5課題中2課題、専門研究Bは全5課題である。公募する対象は、研究</p>	<p>分析・評価</p> <p>・研究協力者及び研究協力機関の公募制度を創設し、平成24年度の研究活動実施に当たって公募を行ったことは、より広く研究協力を求めることに貢献していると認められる。また、研究課題についてより実践的で質の高い研究成果が得られる可能性もあり、期待される取組である。</p> <p>・特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会との連携により行われた調査活動等により、資料的価値の高いデータ収集を行うことができたことは評価できる。今後は、課題に応じて、幼・小・中・高等学校の校長会との連携も検討が必要である。</p> <p>・全国特別支援教育推進連盟との共催により、全国特別支援教育振興協議会を開催したことは、一定の評価ができる。今後、その他の加盟団体との連携や、国立障害者リハビリテーションセンターとの一層の連携など、取組に広がりを持</p>			

<p>□ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。</p> <p>八 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。</p> <p>ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。</p> <p>大学などの基礎的研究と研究所の実際的な研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図ったか。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p>	<p>課題毎に異なるが、研究協力者について、小・中学校、特別支援学校等に所属する教員、研究協力機関については、小・中学校、特別支援学校、教育委員会、教育センターの各機関となっている。</p> <p>全国特別支援学校長会では、教育課程、法制度、人事厚生、施設設備、進路福祉、支援連携に関して全国の特別支援学校の実態を把握するための調査を実施している。平成 23 年度においては、全国特別支援学校長会の調査のための活動にオブザーバーとして参加するなどして連携を一層深めつつ、調査項目の内容や調査結果の整理の工夫点などの検討に当たって連携協力し、資料的価値の高いデータの収集を行うことができた。</p> <p>全国特別支援学級設置学校長協会とも連携を強化し、平成 23 年度においては、特別支援学級設置小・中学校における交流及び共同学習の実施状況について、共同調査を実施した。調査に当たっては、調査項目の内容の検討、調査の実施、調査結果の回収、集計、整理、分析等を共に行った。全国 1 万校以上から回答があり、精度の高いデータを収集することができた。</p> <p>全国特別支援教育推進連盟との共催で、全国特別支援教育振興協議会を開催した。教育、医療・保健、福祉、労働関係機関及び全国特別支援教育推進連盟に加盟する保護者団体と連携する機会とすることができた。また、協議を通して団体を代表する保護者の意見を直接聞くことができ、今後の研究の推進のための知見を得た。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターとは、双方の運営委員会への参画や発達障害に関する情報提供サイトの運営等で連携協力した。</p> <p>平成 23 年度に実施した共同研究は「障害のある子どもを支える地域づくりのための関係機関の連携に関する実際的な研究」など 4 課題であった。</p>	<p>たせることが期待される。</p> <p>・大学との共同研究として、4 課題において実施したことは有意義であり、一定の評価はできる。今後、大学等とのより一層の連携を進めていく必要がある。</p> <p>・英国等からの外国研究者との交流を行ったことや、JICA のアジア地域特別支援教育プログラムへの実施協力を行ったことは評価できる。今後、我が国の特別支援教育の成果を積極的に海外発信を行う中心的な機関として、役割を期待する。</p>
--	--	--

<p>□ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力をを行う。</p> <p>特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流についての検討を行ったか。</p> <p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項) ・筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力は行われているが、自閉症教育に係る研究面での一層の取組を行ったか。</p>	<p>筑波大学附属久里浜特別支援学校との円滑な相互協力を資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、当研究所と学校との密接な連携のもとに行う実際研究及び在学児童等の教育についての相互協力についての連絡調整を行った。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校が行った授業研究会、実践研究会へ研究職員が参加し、連携を図ることにより、自閉症教育に係る研究の質的向上に生かした。</p> <p>日韓セミナーの在り方に関するワーキングを設置し、日韓特別支援教育セミナーの今後の在り方について検討を行った。日韓セミナーについては初期の目的を達成したとの認識の下、第12回(注:実施時期は平成24年7月となった。)をもって終了することとし、本セミナーを通してこれまで築き上げてきた人的ネットワークを生かして実施協定に基づく活動等を研究所の国際調査担当、国別調査班、国際交流担当が確実に行う体制を維持していくという方向性が示された。</p> <p>また、実際の研究交流では、英国(1人)、オーストラリア(2人)、スウェーデン(1人)からの研究者と交流を行った他、JICAのアジア地域特別支援教育プログラムへの実施協力、中国から特別支援教育の視察団の受け入れを行った。</p> <p>平成23年度新たに、研究所内に筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究活動における連絡担当窓口を決め、当該校において行われている授業研究会及び実践研究会について、周知を図り研究職員の参加を促した。</p> <p>なお、こうしたことにより得られた知見等が、間接的に本研究所における自閉症教育に関する研究課題への取組に生かされているものとする。</p>	
--	---	--

【(中項目)1 - 2】	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	【評定】 A																								
	<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 276 1518 451"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168</td> <td>140</td> <td>118</td> <td>149</td> <td>152</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研修事業の事業費用の額である。</p>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	決算額(百万円)	168	140	118	149	152	165	従事人員数(人)	12	10	9	10	10	9	H23	H24	H25	H26
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23																				
決算額(百万円)	168	140	118	149	152	165																				
従事人員数(人)	12	10	9	10	10	9																				
【(小項目)1 - 2 - 1】	(1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	【評定】 A																								
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を実施する。</p> <p>なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。</p> <p>イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。</p> <p>ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p>	H23	H24	H25	H26																					
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>平成23年度事業報告書32頁～36頁</p>																								
評価基準	実績	分析・評価																								

<p>各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を次のとおり実施したか。</p> <p>実施期間:平成23年4月18日～平成24年3月16日</p> <p>募集人員:10名</p> <p>研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。</p> <p>ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定)</p>	<p>6 都道府県教育委員会から、「特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発」など5件の研究課題に、計7名の推薦を受け、審査の結果、全員を受け入れた。</p> <p>各受入研究チームでは予め受入計画を作成し、研究研修員は、当該受入計画を参考に受入研究チームの支援のもと、個別に研究研修実施計画を立案し、実施した。</p> <p>研究研修の実施にあたっては、所内に研究研修員制度運営連絡会議を組織し、研究研修活動についての連絡調整を図った。また、各受入研究チームにおいては、研究研修員担当を指名し、研究研修員が円滑に研修を行えるよう配慮した。</p> <p>特別支援教育研究研修においては、研究研修活動に資する共通講義等を設定し、研究研修活動の充実を図った。また、教育研修・事業部の研修担当職員、研修情報課職員と研究研修員による月1回の研修生活面を中心とした生活ミーティング及び研究研修全般にかかる懇談会をもち、研修面・生活面での支援体制をとった。</p> <p>平成23年度「重点推進研究」及び「専門研究」への参画状況は以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>重点推進研究</td> <td>1 課題</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>専門研究 A</td> <td>1 課題</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>専門研究 B</td> <td>3 課題</td> <td>3 名</td> </tr> </table> <p>研究研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、研究研修修了年度の翌年度を念頭に、年間目標を具体的に設定するよう指定し、研修の開始前に全員が提出した。</p> <p>なお、研修成果の還元については、研修修了時に提出する研究研修成果報告書においても、当該の項目を設けて記述させることで意識付けを図った。</p> <p>研修修了直後のアンケート調査の状況(7名全員回答)</p> <p>研修全体の満足度:100%(「とても有意義」、「有意義」の合計)</p>	重点推進研究	1 課題	3 名	専門研究 A	1 課題	1 名	専門研究 B	3 課題	3 名	<p>・特別支援教育研究研修員制度の実施にあたっては、5課題の研究チームにおいて研究研修員を受け入れ、研修員が円滑な研修を行えるよう配慮を行うとともに、研究研修活動を充実したものにするための取組は、研修終了者の事後アンケートからも、研究研修員の研修成果の向上に貢献したものと認められる。</p> <p>・都道府県教育委員会等への意見照会を行い、在り方の検討を行った結果、参加率が十分でない要因が、研究所の取組によらないところにあり、また、その要因の改善も見込まれないことから、廃止すると判断したことは適切である。</p> <p>・研修事業について、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、不断の見直しを進めることが必要である。</p>
重点推進研究	1 課題	3 名									
専門研究 A	1 課題	1 名									
専門研究 B	3 課題	3 名									

平成23年度受講者については、
25年1～2月

年 度	募集人員	受講者数	受講者満足度 目標:85%以上
平成23年度	10名	7名	100%
平成22年度	10名	5名	100%
平成21年度	10名	8名	100%
平成20年度	12名	7名	100%
平成19年度	19名	8名	100%

八 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、
25年1～2月

特別支援教育研究研修員制度においては、受講者の派遣元教育委員会に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求め、全ての派遣元教育委員会から提出があった。

研修成果の活用等に関する事前計画書の記述(抜粋)

・所属校や地域の学校における校内委員会等において、研修成果を踏まえた指導・助言や支援を行うとともに、県内各地区の特別支援連携協議会等における企画や運営に積極的に参加させる。

・研修で得られた情報等については、発達支援専門員に適宜情報提供するとともに必要に応じて発達支援専門員と協働して、特別支援教育体制整備事業のモデル市等への指導助言に当たる。

また、平成22年度特別支援教育研究研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成24年2月に調査を実施した。

平成22年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

・受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

研修名:平成22年度特別支援教育研究研修員制度

研修受講者:5名(全員教委派遣)

回答数:5名分(回収率100%)

回答:とてもそう思う 2名(40%)、そう思う 3名(60%)

年 度	任命権者の1年後評価 目標:80%以上
平成23年度	100%
平成22年度	100%
平成21年度	100%
平成20年度	100%
平成19年度	100%

1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

平成23年度特別支援教育研究研修の参加実績は、募集人員10名に対し、受講者7名で参加率は70%であった。

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。

年 度	募集人員	受講者数	参加率 目標:85%以上
平成23年度	10名	7名	70%
平成22年度	10名	5名	50%
平成21年度	10名	8名	80%
平成20年度	12名	7名	58%
平成19年度	19名	8名	42%

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

研修修了者へのフォローアップサービスとして、インターネット等を活用して最新の特別支援教育情報等を提供するための方法及び内容について

<p>研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め平成 23 年の夏頃までに見直したか。また、その際には経費の縮減に努めたか。 (勧告の方向性)</p> <p>1 年間の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りが見られることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直したか。 (平成 22 年度業務実績評価での指摘事項)</p> <p>・都道府県側には、特別支援教育の核となる人材育成のニーズがあるはずであり、都道府県による違いはどのような理由によるのか、派遣を決定しない理由は何なのかを把握して、今後の制度の在り方を検討したか。</p>	<p>検討を行った。</p> <p>情報提供の方法を構築する前段階として、連絡網の形成に資するため、受講者の任意によりメーリングリストを作成した。</p> <p>検討結果を踏まえ、研究所フォーラムサーバを利用した情報提供を試験的に実施した。</p> <p>特別支援教育研究研修員制度について、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、内容を見直すことにより、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけられたことから、平成 23 年度限りで廃止することとした。これに伴い、平成 24 年度以降研究研修員制度にかかる研修経費は、発生しないこととなった。</p> <p>特別支援教育研究研修員制度について、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、内容を見直すことにより、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討した。派遣する側としては、予算上の制約(派遣期間中の人の手当ても含む。)が大きく、現在、派遣を行っていないところが、仮に 1 年に限定しない場合であっても長期に新たな派遣を行うことについては、極めて難しいとのことであったため、平成 23 年度限りで廃止することとした。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-2-2】	(2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	【評定】 S			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。</p> <p>イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。</p> <p>ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p>		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
		平成23年度事業報告書37頁～44頁			
評価基準	実績	分析・評価			

<p>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約2か月の研修期間）を次の通り実施した。</p> <p>（第一期）情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成23年5月9日～平成23年7月8日</p> <p>（第二期）知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成23年9月6日～平成23年11月11日</p> <p>（第三期）視覚障害・聴覚障害教育コース 募集人員：40名 実施期間：平成24年1月11日～平成24年3月14日 募集人員計：200名</p> <p>研修の実施については、次の事項に留意する。</p> <p>イ 事前学習用コンテンツを開発し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。</p>	<p>「特別支援教育専門研修」を計画のとりの日程で実施した。受講者数は次のとおりである。</p> <p>（第一期）情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 73名(30都道府県、3政令市) （内訳） 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 32名 言語障害教育専修プログラム 13名 発達障害教育専修プログラム 28名</p> <p>（第二期）知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 108名(36道府県、3政令市、5国立大学) （内訳） 知的障害教育専修プログラム 78名 肢体不自由教育専修プログラム 25名 病弱教育専修プログラム 5名 （重点選択プログラムの受講内訳） 知的障害を伴う自閉症 73名 重度・重複障害 30名 情報手段活用 5名</p> <p>（第三期）視覚障害・聴覚障害教育コース 34名(21道府県、2政令市) （内訳） 視覚障害教育専修プログラム 14名 聴覚障害教育専修プログラム 20名</p> <p>計 215名(42都道府県、5政令市、5国立大学)</p> <p>知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、研修期間中に5日間、重点選択プログラムを受講することとしている。</p> <p>研究所ウェブサイトからインターネットにより、平成22年度末に更新した事前学習用コンテンツによる研修開始前の事前学習の視聴を指示し、研修開始に当たって、特別支援教育の基礎的知識及び専門研修の概要について理解を図った。</p> <p>なお、事前学習の視聴を全部又は一部終了していない研修員に対して</p>	<p>・特別支援教育専門研修については、2ヶ月間という派遣自治体にとって決して負担が少ない中で、多くの受講を得ていることや、派遣する都道府県等教育委員会も全国から広く参加を得ていること、事前学習の実施状況が高い割合であること、研修終了後の満足度も高い評価を得ていることから、極めて有意義な取組であると認められる。</p> <p>・また、事前事後の指導を取り入れるなど、他機関では実施し得ない専門研修の充実に努めており、また、カリキュラムの不断の見直しや、個々の研修ニーズに対応して研究員が個別丁寧に相談・情報提供を行っているなど、受講者の満足度につながる多くの取組を行っていることが確認できる。</p> <p>・なお、各期の募集人員については、専門性向上の観点から、障害種のバランスに配慮しつつ、派遣を行う都道府県等教育委員会のニーズを踏まえた、不断の見直しが必要である。</p>
---	--	--

<p>□ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。</p> <p>八 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定)</p>	<p>は、開講後に、速やかに視聴を完了するよう指示した。</p> <p>平成23年度特別支援教育専門研修にかかる事前学習の実施状況 (開講前の視聴完了者/研修受講者)</p> <table border="0"> <tr> <td>第一期専門研修</td> <td>93%(68名/73名)</td> </tr> <tr> <td>第二期専門研修</td> <td>91.7%(99名/108名)</td> </tr> <tr> <td>第三期専門研修</td> <td>91%(31名/34名)</td> </tr> </table> <p>特別支援教育専門研修においては、カリキュラム等の不断の見直しを行った。各期共通講義では、引き続き、人材開発の講師によるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」、各専修プログラムでは、特別支援学校長又は特別支援学級をもつ学校の校長による「学校(学級)経営の現状と課題」を盛り込んだ。また、校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設けた。</p> <p>この研究協議を重視したカリキュラム編成を次年度も引き続き行うこととしている。</p> <p>各研修コースとも、終了直後のアンケート等を踏まえ、研修の質的向上への取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに添った講義の実施等を担当する講師へ周知した。</p> <p>なお、特別支援教育専門研修では、各コース毎のプログラムの内容等について研修コース、専修プログラム、カリキュラム及び想定する受講者等について、平成25年度を目途とした見直しの素案を作成した。</p> <p>研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、各期研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会等を経由して、全員が提出した。</p> <p>(研究成果の活用等に関する事前計画書の記述(抜粋)) (第一期)特別支援教育専門研修 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある生徒が充実した学校生活を送れるよう、校内研修会の場で研修内容を報告し、自閉症・情緒障害にとっての共通理解を図る。また、その報告の中から、特別な支援を必要としている生徒への指導法を日常の教育実践の中で活用してもらう。 ・コーディネーターとして、障害理解についての教職員対象の校内通信 	第一期専門研修	93%(68名/73名)	第二期専門研修	91.7%(99名/108名)	第三期専門研修	91%(31名/34名)	
第一期専門研修	93%(68名/73名)							
第二期専門研修	91.7%(99名/108名)							
第三期専門研修	91%(31名/34名)							

平成23年度受講者については、
25年1～2月

を制作する。

研修修了直後のアンケート調査では、第1期から第3期のいずれの期においても研修全体の満足度(「とても有意義」「有意義」の合計)が85%を上回る結果となった。

研修修了直後のアンケート調査については、アンケートサーバやメール添付による回答など、提出方法を簡素化し、回答を促したことにより高い回収率を維持している。

年度	研修名	受講者数	回答者数	受講者満足度 目標:85%以上
平成23年度	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	73名	73名	100%
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	108名	108名	100%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	34名	34名	100%
平成22年度	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	79名	79名	99%
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	97名	96名	99%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	32名	32名	100%
平成21年度	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	70名	70名	100%
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	108名	106名	100%
	視覚障害・聴覚障害教育コース	26名	26名	100%
平成20年度	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース	66名	62名	100%
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース	97名	97名	99%

	視覚障害・聴覚障害教育コース	31名	31名	100%
平成19年度	視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害教育コース	112名	106名	100%
	知的障害、不自由・病弱教育コース	88名	88名	99%

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1～2月

特別支援教育専門研修においては、受講者の派遣元教育委員会に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求めており、各期研修とも全ての派遣元教育委員会から提出があった。

(研修成果の活用等に関する事前計画書の記述(抜粋))

(第一期)特別支援教育専門研修 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

- ・職員研修会では、本校児童生徒への指導に有効と思われる理論、指導法及び具体的な実践例を紹介し、校内教員と研修成果を共有する。

- ・地域支援推進委員会と連携して、校内外におけるニーズを把握し、そのニーズに対応した研修内容を提供する。

また、平成22年度特別支援教育専門研修受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成24年2月に調査を実施した。

平成22年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか。

研修名:平成22年度特別支援教育専門研修

研修受講者数:208名(内、教委派遣202名)

回答数:202名分(回収率100%)

回答:

とてもそう思う 103名(51.0%)

そう思う 98名(48.5%)

無記入 1名(0.5%)

年度	研修名	受講者数	任命権者の1年後評価 目標:80%以上
平成23年度	特別支援教育専門研修	208名	99.5%
平成22年度	特別支援教育専門研修	207名	100.0%
平成21年度	特別支援教育専門研修	194名	100.0%
平成20年度	特別支援教育専門研修	200名	97.6%
平成19年度	短期研修	187名	100.0%

1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

平成23年度特別支援教育専門研修の募集人員は200名、受講者数は215名であり、参加率は107.5%であった。

年度	研修名	募集人員	受講者数	参加率 目標:85%以上
平成23年度	特別支援教育専門研修	200名	215名	107.5%
平成22年度	特別支援教育専門研修	200名	208名	104.0%
平成21年度	特別支援教育専門研修	200名	204名	102.0%
平成20年度	特別支援教育専門研修	200名	194名	97.0%
平成19年度	特別支援教育専門研修	200名	200名	100.0%

<p>へ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。</p>	<p>専門研修修了者へのフォローアップサービスとして、インターネット等を活用して最新の特別支援教育情報等を提供するための方法及び内容について検討を行った。</p> <p>情報提供の方法を構築する前段階として、連絡網の形成に資するため、各期受講者の任意によりメーリングリストを作成した。</p> <p>検討結果を踏まえ、情報提供方法の運用に向け、研究所フォーラムサーバを利用した情報提供を試験的に実施した。</p>	
---	--	--

S 評定の根拠(A 評定との違い)

S 評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であっても A 評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

【定量的根拠】

平成 23 年度に行った特別支援教育専門研修において、2ヶ月間という派遣自治体にとって決して負担が少なくない中で、第 1 期から第 3 期までの通期における受講者数が計 215 名(募集人員 200 名)であること、全国から広く参加を得ていること(42 都道府県・5 政令市)、事前学習の実施状況が通期で 90%を上回っていること、研修終了後の満足度では最も満足を表す評価である「とても有意義なものである」が 171 名であり全受講者(215 名)の約 80%を占めたことなど、各数値の意味は極めて重い。

(参考)

研修名(期)	受講者数 (参加率 目標:85%)	事前学習の実施状況	受講者満足度 目標:85%
情緒障害・言語障害・発達障害教育コース(第 1 期)	73 名	93%	100%
知的障害・肢体不自由・病弱教育コース(第 2 期)	108 名	91.7%	100%
視覚障害・聴覚障害教育コース(第 3 期)	34 名	91%	100%
合 計	215 名 (107.5%)		

【定性的根拠】

A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

大学や自治体などにおける専門研修では実施上の工夫はなされるが、事前事後を加えた効果的な実施にまでは至っていない。ナショナルセンターとしての使命の自覚に基づき、他機関では実施し得ない専門研修の充実に努めていると考えられる。

また、校内での実際の業務や活動の中でより生かせるよう、受講者の自主性を尊重した少人数のグループによる話し合い、課題解決に向けた討議を積み重ね、最後に全体場で発

表する形式の研究協議の時間を設けるなど、カリキュラム等の不断の見直しを行っていることや、個々の研修ニーズに対応し研究員が個別的に丁寧に相談に乗ったり、情報提供を行っていることなどで研修の有効性を高めており、このことは上記の受講者満足度の高さにつながっていると考える。

さらに、専門研修修了者へのフォローアップサービスとして、情報提供方法の運用に向け、研究所フォーラムサーバを利用した情報提供を試験的に実施するなどの取組も行っており、研修実施期間中だけでなく、終了後の対応も行っている。

上記の取組は大変優れたものであり、それらを踏まえ、S 評定とすることとしたものである。

【(小項目)1-2-3】	(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>特別支援教育研究研修員制度及び特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修(各2～3日程度の研修期間)を重点化して実施する。</p> <p>なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 <p>これらの研修の実施については、次の事項に留意する。</p> <p>イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。</p> <p>ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。</p> <p>ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。</p>		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
		平成23年度事業報告書45頁～50頁			
評価基準	実績	分析・評価			

<p>特別支援教育研究研修員制度及び特別支援教育専門研修以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各2～3日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施したか。</p> <p>イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 実施期間：平成23年7月25日～平成23年7月26日 募集人員：70名</p> <p>ロ 発達障害教育指導者研究協議会 実施期間：平成23年8月4日～平成23年8月5日 募集人員：100名</p> <p>ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間：平成23年11月21日～平成23年11月22日 募集人員：70名</p> <p>ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 実施期間：平成23年11月28日～平成23年11月30日 募集人員：70名</p> <p>これらの研修の実施については、次の事項に留意したか。</p> <p>イ 地方公共団体における同種の研修</p>	<p>平成23年度の研究協議会は、計画のとりの日程で実施した。参加実績は、以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会</td> <td>76名</td> </tr> <tr> <td>ロ 発達障害教育指導者研究協議会</td> <td>143名</td> </tr> <tr> <td>ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会</td> <td>78名</td> </tr> </table> <p>研究所が実施する研修は、各都道府県等における指導者の養成をねら</p>	イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	76名	ロ 発達障害教育指導者研究協議会	143名	ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会	71名	ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会	78名	<p>・各協議会の実施については、研修修了者の事後アンケートにおいて高い満足度を得ており、また、1年後に実施された派遣元の教育委員会等に行った成果の活用状況についてのアンケートにおいても高い評価を得ていることから、質の高い研修を実施したものと認められる。</p> <p>・なお、寄宿舎指導実践指導者研究協議会や交流及び共同学習推進指導者研究協議会については、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応する指導者の養成を図る観点から、特別支援教育のナショナルセンターとして実施するよりふさわしい研修内容について引き続き検討が必要である。</p>
イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	76名									
ロ 発達障害教育指導者研究協議会	143名									
ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会	71名									
ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会	78名									

の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

□ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成23年度受講者については、25年1～2月

いとしており、地方公共団体との役割分担を明確にして実施している。
また、各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊課題等の動向を探りながら、平成25年度の研修計画立案に向け見直しの検討を開始した。

平成24年度研修計画については、平成23年9月に各都道府県・政令市教育委員会に対し研修派遣に関するニーズ調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。

(ニーズ調査結果の概要)
平成24年度実施の各研究協議会について、以下のとおり派遣見込者数の結果、受講実績及び講義室の定員等を踏まえ、募集人員は変更しないこととした。

- 特別支援学校寄宿舎指導実践研究協議会
派遣見込:70名 募集人員の検討結果:70名(変更せず)
- 発達障害教育指導者研究協議会
派遣見込:115名 募集人員の検討結果:100名(変更せず)
- 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
派遣見込:71名 募集人員の検討結果:70名(変更せず)
- 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
派遣見込:86名 募集人員の検討結果:70名(変更せず)

研修修了直後のアンケートの状況

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(76名中、72名回答)
研修全体の満足度:99%(「とても有意義」「有意義」の合計)
2. 発達障害教育指導者研究協議会(143名中、138名回答)
研修全体の満足度:99.3%(「とても有意義」「有意義」の合計)
3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会(71名中、69名回答)
研修全体の満足度:99%(「とても有意義」「有意義」の合計)
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会(78名中、77名回答)

研修全体の満足度：100%（「とても有意義」「有意義」の合計）

研 修 名	年度	受講者数	回答者数	受講者満足度 目標：85%以上
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	平成 23 年度	76 名	72 名	99%
	平成 22 年度	76 名	76 名	97%
	平成 21 年度	82 名	77 名	97%
	平成 20 年度	90 名	76 名	100%
	平成 19 年度	96 名	92 名	93%
発達障害教育指導者研究協議会	平成 23 年度	143 名	128 名	99.3%
	平成 22 年度	155 名	144 名	97.9%
	平成 21 年度	144 名	134 名	96.3%
	平成 20 年度	203 名	199 名	98.5%
	平成 19 年度	-	-	-
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	平成 23 年度	71 名	69 名	99%
	平成 22 年度	77 名	77 名	97%
	平成 21 年度	70 名	69 名	100%
	平成 20 年度	69 名	68 名	100%
	平成 19 年度	88 名	85 名	97%
特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会	平成 23 年度	78 名	77 名	100%
	平成 22 年度	84 名	84 名	100%
	平成 21 年度	64 名	64 名	100%
	平成 20 年度	64 名	64 名	99%
	平成 19 年度	61 名	60 名	97%

発達障害教育指導者研究協議会は平成 20 年度から開催。

研修修了直後のアンケート調査については、平成 23 年度も引き続き回

<p>八 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成23年度受講者については、25年1～2月</p>	<p>答への協力を促したことにより、高い回収率となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 回収率 95% 2. 発達障害教育指導者研究協議会 回収率 96.5% 3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 回収率 97% 4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 回収率 99% <p>平成22年度各種研究協議会受講者に対する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の改善・充実に目的に、研修修了1年後を目途に研修の内容・方法及びその活用状況等について把握するため、受講者、受講者の所属長及び任命権者である教育委員会に対して、平成24年2月に調査を実施した。</p> <p><平成22年度研修受講者への研修内容・方法等に関するアンケート調査結果></p> <p>調査票3(教育委員会用)の設問の一部</p> <p>・受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 受講者数:76名(内、教委派遣75名)、回答数:75名分(回収率100%) 回答:とてもそう思う 32名(43%)、そう思う 42名(56%)、未記入 1名(1%) 2. 発達障害教育指導者研究協議会 受講者数:155名(内、教委派遣121名)、回答数:118名分(回収率97.5%) 回答:とてもそう思う 60名(50.8%)、そう思う 57名(48.3%)、未記入1名(0.8%) 3. 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 受講者数:77名(全員教委派遣)、回答数:76名分(回収率99%) 回答:とてもそう思う 37名(49%)、そう思う 38名(50%)、未記入 1名(1%) 4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 受講者数:84名(全員教委派遣)、回答数:81名分(回収率96%) 回答:とてもそう思う 42名(52%)、そう思う 38名(47%)、未記入 1名 	
---	--	--

(1%)

研 修 名	年度	受講者数	任命権者の1年 後評価 目標:80%以上
特別支援学校寄宿舎指導 実践指導者研究協議会	平成 23 年度	76 名	99%
	平成 22 年度	82 名	100%
	平成 21 年度	89 名	99%
	平成 20 年度	96 名	98%
	平成 19 年度	100 名	99%
発達障害教育指導者研究 協議会	平成 23 年度	155 名	99.1%
	平成 22 年度	144 名	100%
	平成 21 年度	203 名	99.2%
	平成 20 年度	203 名	-
	平成 19 年度	-	-
交流及び共同学習推進指 導者研究協議会	平成 23 年度	77 名	99%
	平成 22 年度	70 名	100%
	平成 21 年度	69 名	98%
	平成 20 年度	89 名	96%
	平成 19 年度	86 名	94%
特別支援教育コーディネ ーター指導者研究協議会	平成 23 年度	84 名	99%
	平成 22 年度	64 名	100%
	平成 21 年度	64 名	98%
	平成 20 年度	61 名	98%
	平成 19 年度	60 名	100%

1年後評価:各年度の割合は、前年度受講者に関する任命権者(教育

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

委員会)のプラス評価(「研修内容が成果として、教育実践等に有効に反映させているか」)

平成23年度実施の各研究協議会における参加率(参加者数/募集人員)

1. 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 109%(76名/70名)
2. 発達障害教育指導者研究協議会 143%(143名/100名)
3. 交流及び共同学習推進指導者研修 101%(71名/70名)
4. 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 111%(78名/70名)

研 修 名	年度	募集人員	受講者数	参加率 目標:85%以上
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	平成23年度	70名	76名	109%
	平成22年度	70名	76名	109%
	平成21年度	80名	82名	103%
	平成20年度	80名	89名	111%
	平成19年度	100名	96名	96.0%
発達障害教育指導者研究協議会	平成23年度	100名	143名	143.0%
	平成22年度	120名	155名	129.2%
	平成21年度	120名	144名	120.0%
	平成20年度	120名	203名	169.2%
	平成19年度	-	-	-
交流及び共同学習推進指導者研究協議会	平成23年度	70名	71名	101%
	平成22年度	70名	77名	110%
	平成21年度	80名	70名	88%
	平成20年度	80名	69名	86%
	平成19年度	100名	88名	88%

特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会	平成 23 年度	70 名	78 名	111%
	平成 22 年度	60 名	84 名	140%
	平成 21 年度	60 名	64 名	107%
	平成 20 年度	60 名	64 名	107%
	平成 19 年度	60 名	61 名	102%

発達障害教育指導者研究協議会は平成 20 年度から開催。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(平成 22 年度業務実績評価での指摘事項)
 ・(研修の質的向上のため、広く国民から直接意見を聴取する取組として、Web サイトでの意見募集に加え、22 年度に実施した)メールマガジンによるアンケート調査を新たな取り組み等に発展させたか。

研究協議会修了者へのフォローアップとして、インターネット等を活用して最新の特別支援教育情報等を提供するための方法及び内容について検討を行った。

なお、各研究協議会は、開催期間が短いため、連絡網の形成に資するメールアドレスについては、多数の研修修了者からの収集が難しい状況にあり、情報提供方法と合わせ連絡先の収集方法について更に検討する必要性が認識された。

広く国民から意見を聴取するため、平成 22 年度は、Web サイトに加えメールマガジンによる左記アンケート調査を行ったが、意見等の提出はなかった。なお、平成 23 年度は本調査を行っていない。「研修」が直接国民に関係する訳ではないという事情はあるものの、引き続き、理解啓発を図るための検討を行っているところである。

【(小項目)1-2-4】	(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。</p> <p>イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。</p> <p>ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。</p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣する。</p>		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
		平成23年度事業報告書51頁～52頁			

評価基準	実績	分析・評価
<p>各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信したか。</p>	<p>都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するためのインターネットによる研修コンテンツ「特別支援教育研修講座基礎編」及び「特別支援教育研修講座専門編」の配信を実施した。</p> <p>1)特別支援教育研修講座基礎編 (公開コンテンツの内訳) ()内の数字はタイトル数。 特別支援教育の基礎理論(6)、視覚障害教育論(3)、聴覚障害教育論(3)、知的障害教育論(3)、肢体不自由教育論(3)、病弱・身体虚弱教育論(3)、重複障害教育論(6)、言語障害教育論(3)、情緒障害教育論(3)、LD・ADHD・高機能自閉症等教育論(6)、障害児の生理と病理(2)、諸検査の基礎(4) (計45タイトル)</p> <p>2)特別支援教育研修講座専門編 (公開コンテンツの内訳) ()内の数字はタイトル数。 総合的・横断的内容(9)、視覚障害教育(8)、聴覚障害教育(6)、知的障害教育(4)、肢体不自由教育(6)、病弱教育(5)、言語障害教育(6)自閉症・情緒障害教育(7)、発達障害教育(14)、重複障害教育(7)、障害のある子どもの情報手段活用(2) (計74タイトル(うち新規収録19タイトル)) 新規収録の講義は、過去に収録済みの内容を更新するものを含み、同じ内容の古い講義は、一定期間後に一覧より削除することとして</p>	<p>・研修コンテンツへのアクセス数は2,500件を超えており、また、登録機関数においても中期計画で目標とされる800機関に対して、既に742機関に達しており、都道府県等への研修支援に貢献していると認められる。今後、更なる上積みを目指す。</p> <p>・インターネットによる研修コンテンツの内容は、大変充実しており、また、毎年内容の充実も図っており、取組について評価できる。今後とも内容の充実を図ることが期待される。</p> <p>・都道府県への講師派遣について、適切な講師派遣を行うため「講師派遣基準」を策定したことは評価できる。各都道府県への講師派遣は、研修に対する支援として有効な取り組みであり、引き続き実施していくべきである。</p>

配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図ったか。

(平成22年度業務実績評価での指摘事項)
・(情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供にについて)一層の充実のため、活用状況等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、さらなる工夫や改善を行ったか。

都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣するため、講師派遣基準を策定し、運用したか。

いる。このため74タイトルについては、内容的に重複しているものも含まれる。

平成22年度まで、基礎的な内容を扱う「特別支援教育専門性向上Web研修講座」、専門的な内容を扱う「インターネットによる講義配信」として実施してきたが、講義配信全体の名称を「インターネットによる講義配信」に統一し、基礎的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座基礎編」、専門的な内容を扱う講座を「特別支援教育研修講座専門編」と名称を変更した。

「特別支援教育研修講座専門編」については、3年間で60タイトルを更新する計画を作成し、平成23年度は20タイトルを新規収録し、うち19タイトルを配信した。

また、研修コンテンツへの利用アンケート調査から、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成23年度の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストが表示されるようにした。

登録機関は149機関を受け付け、742機関となった。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録機関数	332機関	383機関	475機関	593機関	742機関

研修コンテンツへの利用アンケート調査から、講義の映像とともにテキストが表示される方式が分かりやすいとの意見を反映し、平成23年度の収録分の全コンテンツについて、講義の映像とともにテキストが表示されるようにした。

都道府県等における教員の資質向上に貢献するため、教育委員会や特別支援教育センター等が実施する研修への講師派遣については、国と地方、都道府県と市町村といった役割分担を踏まえて適切な範囲で講師を派遣するための「講師派遣基準」を策定した。なお、「講師派遣基準」に基づく講師派遣の運用は、依頼元である都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への周知期間を考慮し、平成24年4月1日から実施する

<p>(基本方針) ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減したか。</p>	<p>こととした。</p> <p>研究研修員制度の在り方については見直しを行い、平成 23 年度限りで制度を廃止することとした。</p> <p>なお、平成 23 年度から外部講師による講義を減らすことなどの見直しを行っている。引き続き、研修の在り方の見直しを進める。</p> <p>(予算)平成 22 年度 26,681 千円 平成 23 年度 22,420 千円</p>	
--	---	--

<p>【(中項目)1 - 3】</p>	<p>3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施</p>	<p>【評定】 A</p>																								
	<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 288 1518 464"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82</td> <td>89</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>42</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている教育相談活動の事業費用の額である。</p>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	決算額(百万円)	82	89	50	53	42	41	従事人員数(人)	6	6	4	3	3	3	<p>H23</p>	<p>H24</p>	<p>H25</p>	<p>H26</p>
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23																				
決算額(百万円)	82	89	50	53	42	41																				
従事人員数(人)	6	6	4	3	3	3																				
<p>【(小項目)1 - 3 - 1】</p>	<p>(1)各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援</p>	<p>【評定】 A</p>																								
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進</p> <p>障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。</p> <p>各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実</p> <p>イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進める。</p> <p>また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。</p> <p>特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2) の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。</p> <p>ロ 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> <p>ハ 日本人学校等への支援を充実する。</p>	<p>H23</p>	<p>H24</p>	<p>H25</p>	<p>H26</p>																					
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>平成23年度事業報告書53頁～55頁</p>																								
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p>																								

教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進

障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施したか。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得たか。

コンサルテーションとは、特定の子どもを対象に学校等の機関においてどのように対処していくか等の課題について、機関に対して訪問や来所を通じて助言・意見等を行うことを指す。

平成23年度は16機関(県立特別支援学校:3校、市区町村立学校:10校、地域療育センター等の機関:3機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。内訳は、次の通りである。

来所によるコンサルテーション:13回

訪問によるコンサルテーション:62回

(計75回)

平成23年度に実施した機関に対するコンサルテーションの有用度アンケートは、14機関からの回答があった。「コンサルテーションは役に立ちましたか」の質問に4件法(とても役に立った、役に立った、どちらかといえば役に立たなかった、役に立たなかった)で回答を求めたところ、回答のあった全ての機関から「とても役に立った」という評価であった。依頼の内容に対してどのような点で役に立ったかについて「問題の整理ができた」、「問題解決の見通しが持てた」、「具体的な示唆(助言)等が得られた」、「校内の課題が減少した」、「その他」の項目(複数回答可)で回答を求めた結果、「問題の整理ができた」(12機関)、「問題解決の見通しが持てた」(12機関)、「具体的な示唆等が得られた」(12機関)、「校内の課題が減少した」(2機関)であった。

コンサルテーションの有用度アンケート(「とても役に立った」「役に立った」の割合)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
割合	100%	100%	100%	100%	100%

(平成22年度業務実績評価での指摘事項)

・学校コンサルテーションの充実や教育相談データベースの充実がなされ、都道府県の相談機能が強化されたか。

平成23年度は16機関(県立特別支援学校:3校、市区町村立学校:10校、地域療育センター等の機関:3機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。内訳は、次の通りである。

来所によるコンサルテーション:13回

訪問によるコンサルテーション:62回

平成23年度に実施した機関に対するコンサルテーションの有用度アンケートは、14機関からの回答があった。「コンサルテーションは役に立ちまし

・コンサルテーションの有用性については、アンケート結果から満足度が高く、評価できる。

・都道府県が行っている教育相談の実態を把握し、どのようなケースで研究所がコンサルテーションを実施すべきなのか、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割について整理したうえで、研究所が担う部分でのコンサルテーションについて充実を図っていく必要がある。

・教育相談情報提供システムについて、広く一般に提供するため、ID、パスワードなしで閲覧できるようにしたことは評価できる。今後は、さらに活用を推進するために、広く周知する必要がある。

・教育相談年報を電子ブックの研究所ジャーナルに統合し、経費節減を図った点は評価できる。

・最近、日本人学校における特別支援教育のニーズが高まっており、日本人学校への支援は、特別支援教育のナショナルセンターの役割として必要かつ重要な事業であり、研究所の取組は評価できる。今後、日本人学校のニーズに応えるとともに情報提供を徹底して行うことが重要である。

<p>各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実を図ったか。</p> <p>(基本方針)</p> <p>教育相談データベースの効果的運用の推進を図ったか。</p> <p>イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進める。</p> <p>また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。</p> <p>特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国のエducationセンター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。</p> <p>(勧告の方向性)</p> <p>教育相談データベースについては、全国の特</p>	<p>たか」の質問に4件法(とても役に立った、役立った、どちらかといえば役立たなかった、役立たなかった)で回答を求めたところ、回答のあった全ての機関から「とても役に立った」という評価であった。</p> <p>また、第3期中期計画(H23-27)において、教育相談情報提供システム(H23より名称変更)の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの見直しを進めているところである。</p> <p>第3期中期計画において、教育相談情報提供システム(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの見直しを行った。</p> <p>「教育相談データベース」は、第3期中期計画において、実態をより適切に表すため、その名称を「教育相談情報提供システム」と改めた。</p> <p>教育相談情報提供システムについては、特別支援教育センターのニーズを踏まえ、情報コンテンツに特別支援教育センターを対象とする教育相談関連研修資料に関するコンテンツを加えることとした。</p> <p>また、これまでは、全てIDとパスワードを付与したうえでの情報提供としてきたが、「教育相談の基礎」、「教育相談Q&A」、「教育相談に関する文献リスト」、「特別支援教育の知識」、「教育相談機関情報」については、広く一般に提供すべきと判断し、ID、パスワードなしで閲覧できるようにした。なお、「教育相談事例」については、慎重な扱いが求められるため、閲覧の際、引き続きIDとパスワードが必要となる。さらに、今後の情報提供対象の拡大、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮し、コンテンツマネジメントシステムへの変更を行うこととし、作業に着手した。</p> <p>本システムの利活用状況については、上記センター協議会(58機関)の加盟機関にアンケートを行い、39機関からの回答があった。本システムの有用性について、4件法(とても有用である、有用である、あまり有用でない、有用でない)で回答を求めたところ、とても有用である:17機関(44%)、有用である:22機関(56%)、という結果であった。</p> <p>教育相談事例の収集に関しては、平成23年11月の全国特別支援教育センター協議会の研究協議会(滋賀大会)において、本システムの説明を行い、事例収集について協力を求めた。この結果、6センターから事例の</p>	
--	--	--

<p>別支援教育センター等の参加や入力情報量が十分でないことにかんがみ、これらの機関との連携を推進するとともに、教育相談に関する情報や教育相談機関からのニーズ等を収集すること等により、その充実を図るものとし、その利活用状況を毎年度評価し、運用を見直すものとしたか。</p> <p>□ 教育相談年報については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。 (基本方針) 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行ったか。</p> <p>八 日本人学校等への支援を充実する。</p>	<p>提供を受け、研究所でとりまとめた事例を含め、提供する相談事例は 78 件となった。</p> <p>平成 22 年度まで刊行していた教育相談年報については、印刷媒体による刊行を中止し、他の刊行物とともに電子ブックの国立特別支援教育総合研究所ジャーナルに統合して、平成 24 年 3 月に刊行した。</p> <p>平成 23 年度から、「教育相談年報」を「世界の特別支援教育」と統合し、インターネットを活用した提供を行っている。</p> <p>実績：平成 22 年度 987 千円 平成 23 年度 31 千円</p> <p>海外子女教育財団と共同で、全日本人学校(88 校)及び補習授業校(214 校)における特別支援教育の現状について調査した。日本人学校 75 校(回収率 85%)、補習授業校 102 校(回収率 47.7%)から回答があり、特別支援教育体制が整っている学校は少数である実態が把握できた。調査結果については、各学校に報告するとともに、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等に掲載した。</p> <p>夏期休業期間中に日本に一時帰省している日本人学校の教員や障害のある子どもとその保護者を対象とした夏期集中教育相談の案内を 6 月に全日本人学校に発信し、依頼のあった台北、クアラルンプール、ソウル、フランクフルト各日本人学校におけるケースについて、4 件の教育相談を受け、延べ 17 回実施した。相談内容及び学校における配慮等に関しては、夏休み以降の学校での指導・支援に活かせるように所属校に報告した。</p> <p>日本人学校からの依頼(アグアスカリエンテス日本人学校:メキシコ、アブダビ日本人学校:アラブ首長国連邦、ニュートニュース補習授業校:アメリカ、等)、国外にこれから赴任する保護者や在住している保護者からの相談は 42 件あり、メール等により延べ 118 回対応した。</p> <p>東アジア・大洋州地区校長研究協議会(会場校:シンガポール日本人学校チャンギ校 参加 37 校)及び北米・欧州地区の校長研究協議会(会場</p>	
---	--	--

<p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項) ・潜在的なニーズの高い海外日本人学校との連携も重要であり、継続した取組を行ったか。</p> <p>・海外在住邦人等への教育相談支援のため、日本人学校等の実態調査や国内関係機関との連携を進めていくことは重要な取組であり、充実を図ったか。</p>	<p>校:アムステルダム日本人学校 参加23校)に初めて参加し、参加各校の特別支援教育に関する状況を把握するとともに、特別支援教育の啓発に努めた。また、北米・欧州地区の校長研究協議会の終了後、在外教育施設等巡回指導員の一人として、ブラッセル日本人学校及び補習校を訪問し、授業参観及び協議会に参加した。</p> <p>海外子女教育専門相談員連絡協議会(外務省大臣官房人事課子女教育相談室長を会長として、海外子女教育財団、海外進出企業の相談員、保護者団体の代表者が参加する協議会)の年5回開催される定例会に参加し、情報交換及び特別支援教育に関する情報提供を行った。</p> <p>夏期休業期間中に日本に一時帰省している日本人学校の教員や障害のある子どもとその保護者を対象とした夏期集中教育相談の案内を6月に全日本人学校に発信し、依頼のあった台北、クアラルンプール、ソウル、フランクフルト各日本人学校におけるケースについて、4件の教育相談を受け、延べ17回実施した。相談内容及び学校における配慮等に関しては、夏休み以降の学校での指導・支援に生かせるように所属校に報告した。</p> <p>日本人学校からの依頼(アグアスカリエンテス日本人学校:メキシコ、アブダビ日本人学校:アラブ首長国連邦、ニューポルトニューズ補習授業校:アメリカ、等)、国外にこれから赴任する保護者や在住している保護者からの相談は42件あり、メール等により延べ118回対応した。</p> <p>なお、報告書記載の通り、平成23年度に初めて東アジア・太平洋地区校長研究協議会に参加するなど、連携を深める取組を進めている。</p> <p>海外子女教育財団と共同で、全日本人学校(88校)及び補習授業校(214校)における特別支援教育の現状について調査した。日本人学校75校(回収率85%)、補習授業校102校(回収率47.7%)から回答があり、特別支援教育体制が整っている学校は少数である実態が把握できた。調査結果については、各学校に報告するとともに、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル等に掲載した。</p> <p>海外子女教育専門相談員連絡協議会(外務省大臣官房人事課子女教育相談室長を会長として、海外子女教育財団、海外進出企業の相談員、保護者団体の代表者が参加する協議会)の年5回開催される定例会に参加し、情報交換及び特別支援教育に関する情報提供を行った。</p>	
---	--	--

【(小項目)1-3-2】	(2)各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施	【評定】 A			
--------------	---------------------------	--------	--	--	--

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
 研究所においては、次の教育相談を実施する。
 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談
 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談
 ハ 上記 イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。
 教育相談事例の研究
 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

H23	H24	H25	H26

実績報告書等 参照箇所
平成23年度事業報告書56頁

評価基準	実績	分析・評価
<p>研究所においては、次の教育相談を実施したか。</p> <p>イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談</p> <p>ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談</p> <p>ハ 上記イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。</p>	<p>発生頻度の低い障害等の教育相談(13件)に対し、教育相談連絡会議において担当者を決定し、延べ84回の対応を行った。</p> <p>日本人学校からの依頼(アグアスカリエンテス日本人学校:メキシコ、アブダビ日本人学校:アラブ首長国連邦、ニュ・ポ・トニュ・ズ補習授業校:アメリカ、等)、国外にこれから赴任する保護者や在住している保護者からの相談は42件あり、メール等により延べ118回対応した。</p> <p>東アジア・大洋州地区校長研究協議会(会場校:シンガポ-ル日本人学校チャンギ校 参加37校)及び北米・欧州地区の校長研究協議会(会場校:アムステルダム日本人学校 参加23校)に初めて参加し、参加各校の特別支援教育に関する状況を把握するとともに、特別支援教育の啓発に努めた。また、北米・欧州地区の校長研究協議会の終了後、在外教育施設等巡回指導員の一員として、ブラッセル日本人学校及び補習校を訪問し、授業参観及び協議会に参加した。(再掲)</p> <p>来所による教育相談において、教育相談に関するアンケートを実施した。「教育相談に来られて良かったですか」の質問に4件法(とても良かった、わりと良かった、あまり良くなかった、まったく良くなかった)で回答を求めたところ、回収のあった31件では、「とても良かった」29件(94%)、「わり</p>	<p>・各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害の教育相談に良好に対応していると認められる。</p> <p>・相談者は、まずは在住する都道府県の教育相談機関に相談し、そこでの対応が困難な教育相談について、研究所が対応することとなるが、このような国すなわち研究所と都道府県との役割分担を踏まえ、支援機能の充実を図ることが求められる。</p> <p>・教育相談事例の研究については、実績の内容からは成果が確認できない。教育相談事例の研究による成果を普及する必要がある。</p> <p>・発生頻度の低い障害等の教育相談事例については、特別支援教育のナショナルセンターとして、基礎資料を蓄積し、その成果を指導や支援の場に生かすための情報提供を行うべきである。</p> <p>・教育相談について、各都道府県における教育相談実施機関の自己解決能力の向上を図るため、コンサルテーションなど支援機能の充実を図りつつ、各都道府県における教育相談実施機関との連携・協力を更に進めることが必要である。</p>

<p>教育相談事例の研究</p> <p>研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進めたか。</p>	<p>と良かった」2件(6%)の評価を得た。</p> <p>教育相談に関するアンケート(「とても良かった」、「わりと良かった」の割合</p>				
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
	割合	99%	100%	99%	100%
	<p>「教育相談事例の研究」についての実施手順を検討し、マニュアルを作成するとともに、所内説明会を開催して職員に周知を行った。研究実施者には、研究計画及び保護者の承諾書の提出を依頼した。6件の研究(19事例)が進められており、1月から教育相談事例の研究に関する進捗状況について、6回の報告会を開催した。</p>				

【(中項目)1 - 4】	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供	【評定】 A																								
	<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 288 1518 464"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>159</td> <td>174</td> <td>221</td> <td>230</td> <td>261</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の4本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている情報普及活動の事業費用の額である。</p> <p>第3期中期目標(H23-27)において、第2期中期目標(H18-22)までのような国際交流・国際貢献事業についての独立した項目立てがなされなくなり、当該事業に含まれていたもののうち継続して行うべき業務は、本項目等で行ったこと等に伴い業務量が増えたため、平成23年度の従事人員数が増加している。</p>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	決算額(百万円)	159	174	221	230	261	253	従事人員数(人)	6	7	10	8	8	15	H23	H24	H25	H26
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H23																				
決算額(百万円)	159	174	221	230	261	253																				
従事人員数(人)	6	7	10	8	8	15																				
【(小項目)1 - 4 - 1】	(1)研究成果の普及促進等	【評定】 A																								
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。</p> <p>研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。 ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。</p> <p>また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。</p> <p>研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。</p> <p>イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。</p> <p>ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。</p> <p>ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。</p> <p>ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。</p>	H23	H24	H25	H26																					
		実績報告書等 参照箇所																								
		平成23年度事業報告書57頁～65頁																								

評価基準	実績	分析・評価
<p>研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供したか。</p>	<p>中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の審議において、イギリス、フランス、イタリアにおけるインクルーシブ教育システムの構築状況について研究所から説明を行った。</p> <p>また、同特別委員会に設けられた合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループの審議に当たり、専門研究 A「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」を通じて得られた実践例を中間資料としてとりまとめ、文部科学省に提出した。</p> <p>こうした例のように、研究成果の提供を通じて、国の行政施策の企画立案・実施に寄与しているが、そのうち、研究職員が各種委員会の委員や協力者等となったものについては、以下のとおりである。</p> <p>(文部科学省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ専門委員 1名 ・「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」協力者会議特別協力者 5名 ・教育研究開発企画評価会議協力者 2名 ・特別支援学校点字教科書原典の選定基準の作成等に関する調査研究協力者 2名 ・平成 24 年度から使用する特別支援学校(中学校)点字教科書の編集協力者 2名 ・学びのイノベーション企画評価委員会委員 2名 ・学びのイノベーション推進協議会委員・学びのイノベーション推進協議会特別支援教育ワーキンググループ委員 2名 ・特別支援教育関係事業に係る審査評価委員 1名 ・教科書特定図書普及推進事業「調査研究事業に係る評価会議」委員 1名 ・不登校生徒に関する追跡調査研究会委員 1名 ・平成 24 年度全国学力・学習状況調査における点字・拡大問題に係る検討委員 3名 ・平成 23 年度在外教育施設等巡回指導員 1名 	<p>・国の行政施策の企画・立案に寄与するよう国への提供として、中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の審議において、これまでの研究所において蓄積された研究業績を踏まえ、諸外国のインクルーシブ教育システムの構築状況について説明を行い、また、合理的配慮等環境整備検討 WG においても、実践例を提供するなど、一定の貢献は認められる。今後とも引き続き、教育の現場と、国の行政施策との橋渡しとしての役割を期待する。</p> <p>・研究所セミナーについて、統合して開催し、印刷費や会場費等の経費を縮減したことは評価できる。</p> <p>・研究成果の学会等への発表件数について、目標値の100件は上回っており、中期計画に掲げる500件以上を上回る順調なペースではあるが、平成19年度以降の各年度と比較した場合には、必ずしも高い水準ではないことから、今後、取組の促進が求められる。</p> <p>・研究課題の報告書を、中間報告も含めて適時報告され、内容についても外部評価の指摘を反映するなど、Web サイト等への掲載も含め広く情報提供が行われていると認められる。</p> <p>・研究成果の普及として行われている研修会への派遣について、派遣件数の実績だけではなく、修了者の満足度や波及効果など、分析考察を行うための情報収集が必要である。</p>

<p>研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図ったか。</p> <p>イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。</p> <p>ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。</p> <p>また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減したか。</p>	<p>(厚生労働省関係)</p> <p>・発達障害者施策検討会構成員 1名</p> <p>(総務省関係)</p> <p>・フューチャースクール推進研究会構成員 1名</p> <p>平成23年度国立特別支援教育研究所セミナーを、平成24年1月31日(火)～2月1日(水)の二日間にわたり、700名を超える参加者を得て、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。参加者定員の90%以上の充足率と85%以上の満足度を確保できた。</p> <p>また、東日本大震災の被害状況等を踏まえ、テーマを「今、特別支援教育に求められるもの - 子どもを守るために、育てるために - 」とし、本セミナーの第1日目に「震災における障害のある児童生徒の支援のための学校の在り方」について議論を深める、シンポジウム等を行った。</p> <p>なお、平成23年度からは、従来の研究所セミナー、を一つに統合して開催し、資料印刷費や会場借上費等の経費を160万円程度縮減した。</p> <p>前年度に引き続き参加型プログラムとするため、申込の際には、事前アンケートとして、本セミナーで得たい情報や特別支援教育の推進充実についての意見や各分科会の内容等に関して、普段感じていること、考えていることについての意見を集めた。意見については、各セッション(各分科会)毎に整理した上で各講師に提示して、セミナーの内容等にできる限り反映するよう努めた。</p> <p>参加者数について、定員は700名のところ、782名の申込みを受付、742名の実参加を得た(充足率:106.0%)。</p> <p>アンケートによる参加者の満足度は、「参加した意義があった」の項目において、「意義があった」75.6%、「やや意義があった」21.8%で、合計97.4%から参加に意義があったとの回答を得た。</p>	
---	---	--

	セミナー名	定員	参加者	充足率	満足度
平成23年度	セミナー	700名	742名	106.0%	97.4%
平成22年度	セミナー	1,400名	1,301名	92.9%	92.6%
	セミナー	700名	638名	91.1%	94.8%
平成21年度	セミナー	1,400名	1,325名	94.6%	94.5%
	セミナー	700名	919名	131.3%	97.5%
平成20年度	セミナー	1,400名	1,265名	90.4%	96.0%
	セミナー	700名	720名	102.9%	98.2%
平成19年度	セミナー	1,400名	1,540名	110.0%	90.8%
	セミナー	700名	690名	98.6%	94.8%

□ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

研究成果の発表数は、226件、であり、形態別の発表数は、単行本40件、学術雑誌等15件、大学等紀要等2件、学会大会口頭発表等95件、商業雑誌等62件、研究所紀要4件、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル、NISE Bulletin8件である。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発表数	302件	210件	240件	279件	226件

研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載したか。

イ 研究紀要第39巻を刊行する。

当研究所における教育成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として、研究所が刊行する和文による「研究紀要」第39巻の編集を行い、文部科学省等関係機関や各教育委員会等に配布した。また、研究所ウェブサイト上に掲載し、広く情報提供を行った。

なお、研究紀要の刊行に当たっては、研究紀要編集委員会を設置し、編集方針の決定及び掲載論文の審査を行っている。

・研究紀要第39巻の内容

特集テーマ：特別支援学校の特性に配慮した学校評価に関する研究

特集論文 3本

投稿論文 1本

<p>□ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。</p> <p>八 重要な研究成果については、教育現</p>	<p>平成 23 年度終了の以下の研究課題については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、最終的な研究成果報告書の内容を確定させ、当研究所ウェブサイトに掲載し、広く情報提供を行うこととしている。</p> <p><u>重点推進研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究 ・特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究 - 必要性の高い指導内容の検討 - ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際 - 習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心に - ・発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究 - 幼児教育から後期中等教育への支援の連続性 - ・デジタル教科書・教材及び ICT の活用に関する基礎調査・研究 <p><u>専門研究 A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育における ICF-CY の活用に関する研究 - 活用のための方法試案の実証と普及を中心に - ・特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発 <p><u>専門研究 B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究 ・言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法に関する研究 - 通常の学級と通級指導教室の連携を通して - ・肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究 - 教科学習の充実をめざして - ・特別支援学校(病弱)のセンター的機能を活用した病気の子どもの支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究 ・発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究 - 二次障害の予防的対応を考えるために - ・小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究 <p>教育現場で活用しやすいように、「病弱教育支援冊子(血友病)」及び「震</p>	
---	--	--

<p>場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。</p> <p>二 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及したか。</p> <p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項) ・研究成果の普及については、研究成果を活用する可能性のあるところに確実に届いているかどうか、また、研究成果が十分に活用されているかどうかについての検証を行ったか。</p>	<p>災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」の2冊を刊行した。</p> <p>「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」は被災地で子どもたちに関わっている教師をサポートするため、作成したものであり、本ハンドブックには、震災後の学校で教師が子どもと関わる際に心掛けて欲しい基本的な対応と発達障害のある子どもへの関わり方をまとめている。同ハンドブックは被災地からの要請も踏まえ、総計約8,100部を配布した。</p> <p>平成23年度中に、教材・教具として「アクセシブルデザインパンフレット」、「非接触点字触図塗布装置」、「病弱教育支援冊子(血友病)」、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、公開している。</p> <p>都道府県教育委員会等からの依頼に基づく講師等の派遣実績は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="705 734 1131 933"> <thead> <tr> <th colspan="2">派遣先種別毎の派遣延人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>79人</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>研究会等</td> <td>116人</td> </tr> </tbody> </table> <p>研究成果の普及については、主に、刊行物及びWebに掲載する方法に行っている。研究成果を活用する可能性のあるところ全てに刊行物を送ることは経費の観点等により困難であるため、刊行物については、市販している物以外Webに掲載し、広く利用できるようにしている。</p> <p>また、平成23年度において、教育現場における研究成果の活用状況を確認するため、研究成果報告書を送付している都道府県教育委員会や特別支援学校等へアンケートを実施した。本アンケート結果では、平成23年度送付した研究成果報告書の過半数の課題については、7割以上の機関より研究成果報告書を活用しているとの回答を得た。</p>	派遣先種別毎の派遣延人数		都道府県・指定都市	210人	市町村	79人	大学等	21人	研究会等	116人	
派遣先種別毎の派遣延人数												
都道府県・指定都市	210人											
市町村	79人											
大学等	21人											
研究会等	116人											

【(小項目)1-4-2】	(2)特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動	【評定】 A			
--------------	---------------------------------	--------	--	--	--

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。

イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。

ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。

また、データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。

ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。

ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。

海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

H23	H24	H25	H26

実績報告書等 参照箇所

平成23年度事業報告書65頁～71頁

評価基準	実績	分析・評価
<p>インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行ったか。</p> <p>イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮して再構築し、特別支援教育に関する情報を提供する。</p>	<p>平成23年4月に研究所ウェブサイト进行全面リニューアルし、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮した構造に変更することでユーザーが必要とする情報が分かりやすく表示されるようにした。</p> <p>コンテンツについては、これまでサイト内に点在していた特別支援教育に関する諸情報及び研究報告書などのデータを整理する形でサイトトップページに「特別支援教育情報一覧」として位置付け、「各障害教育別情報」、「特別支援教育全般情報」のカテゴリーに整理した。「各障害教育別情報」については、「研究」、「各障害における関連情報」、「障害のある子</p>	<p>・全面リニューアルされたウェブサイトはとても見やすく、内容的にも充実している。特別支援教育に関する知的集積及び情報提供機能を果たしており、理解啓発に貢献していると認められる。</p> <p>・特別支援教育関係文献目録へのアクセス件数は、目標値の500,000件を大きく上回っているが、22年度以降数百万件単位でのアクセス数であることを鑑みると、インターネットの技術的な要因・背景があるものの、今後も引き続きこの水準を維持、向上するための努力が必要である。</p> <p>・全国各地の研修会等の情報を入手し web サイトに掲載することは、有効な研修を情報共有し、相互に補完し合えるこ</p>

<p>□ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。</p>	<p>どもの教育の広場」から構成され、「特別支援教育全般情報」については、「研究」、「各障害における関連情報」から構成される。</p> <p>平成 23 年度は、発達障害教育情報センターのウェブサイトにおける 7 つのコンテンツについて、さらなる内容の充実を図るとともに、ユーザーが必要とする情報にアクセスしやすいよう、コンテンツ名と内容が直結するよう名称の変更を実施した。例えば、コンテンツ「イベント情報」は、平成 22 年度まで「発達障害教育情報センターの活動が知りたい」という名称で、発達障害の定義や発達障害教育情報にかかるトピックス等を発信していた。23 年度は、発達障害に関する一般的な情報を「指導・支援」に整理し、トピックスで扱っていたイベント情報を前面に出すことで、各地域の発達障害教育に関する研修会等の情報をユーザーが得やすいようにした。</p> <p>さらに、都道府県教育委員会等を対象に依頼を行い、各地の研修会等の情報を入手する試みを行った。その結果、研修等の公開の了承を得た自治体は 27 か所であった。その情報は平成 24 年度早々にアップする予定である。</p> <p>平成 23 年度は、22 年度に引き続き、発達障害教育情報センターにおいて双方向性研修講義を実施した。特に本年度実施した相手方は福島県養護教育センターであり、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響から、養護教育センターにおいて多くの研修を開催しにくい事情もあったため、当センターの「研修講義」を視聴した後に、通信によって養護教育センターと発達障害教育情報センターを結び、受講者の質疑応答に当センターのスタッフが回答するなど、双方向性を付加する形とした。受講生からのアンケートでは、回答する当センターのスタッフから詳細の内容を直接聞けることで、非常に有効であると評価を得た。</p> <p>発達障害教育情報センターの見学者については、本年度は計 414 名であり、主な見学者は当研究所の専門研修生 215 名と、高校生、大学生、現職教員、指導主事、海外の現職教員、文部科学省関係者等の 199 名であった。見学者については、当センタースタッフ等がセンターのウェブサイトを説明し、教材教具・支援機器等を実際に触ってもらうなどしながら、発達障害教育の重要性を説明するなどした。</p>	<p>とから有意義な取組である。</p>
<p>ハ メールマガジン毎月 1 回の割合で</p>	<p>メールマガジンについては、平成 19 年 4 月に創刊号を配信後、月 1 回</p>	

配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積したか。またニーズに対応した情報提供を行ったか。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

配信し、平成23年度末までに第60号までを配信した。平成24年3月末時点でのパソコン版メールマガジンの登録数は6,398件である。平成20年1月からは、携帯電話版のメールマガジンの配信希望を受け付け、平成20年2月から配信を開始した。平成24年3月末時点での登録数は、1,186件である。

平成23年度の図書の増加冊数は購入・製本によるもの1,007冊、寄贈123冊で計1,130冊であった。

図書の整理方法については、特別支援教育に関連する分野のものを中心に日本十進分類法に基づき分類し、和洋合わせて66,249冊(和書:48,299冊、洋書:17,950冊、うち和洋の点字図書:487冊を含む)の図書を所蔵している。

図書室の利用者に対するアンケート調査結果では、219名からの回答があり、「必要とする資料・情報を得ることができた」が211名(96.3%)であり、85%以上の満足度を確保した。

図書室の所外利用者は79名である。

所外利用者(特に現場の特別支援教育関係者)に当図書室の利用内容について周知するため研究紀要発送の際、各学校・学級、大学・センター等発送先に「外部利用案内」を配布するとともに、各種講研修事業・セミナー開催時に配布した。

また、研究所メールマガジンに「図書室利用案内」と「新着図書案内」のURLを掲載し、周知を図った。

外部からの文献複写受付は、94件であった。

図書室の利用者に対するアンケート調査(「必要とする資料・情報を得ることができた」の割合)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
割合	86.4%	91.1%	92.4%	92.9%	96.3%

八 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。

また、データベースアクセス件数を年間 5 0 0 , 0 0 0 件以上確保したか。

研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用した。また、データベースの新規登録件数は、年間6,929件であった。

(主要データベース登録件数)

特別支援教育関係文献目録 100,113 件

特別支援教育実践研究課題 51,065 件

所蔵目録 72,466 件

合計件数 223,644 件

各数値は累積件数である。

データベースへのアクセス件数は、2,581,366 件であり、目標である500,000 件を上回った。

	アクセス件数
平成 19 年度	693,483 件
平成 20 年度	607,768 件
平成 21 年度	802,512 件
平成 22 年度	4,406,856 件
平成 23 年度	2,581,366 件

関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図ったか。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2011in 横須賀」を開催する。

主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校

共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA

ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及策について

当研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校の主催により「世界自閉症啓発デー2011 in 横須賀」を平成 23 年 4 月 16 日に開催した。本シンポジウムにおいて、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA と共に企画や広報活動を行い、当日は 221 名の参加者があった。

また、関連して、平成 23 年 6 月 18 日に開催された世界自閉症啓発デー2011 シンポジウムに本研究所も共催団体として参画した。東日本大震災の影響で当初予定されていた4月2日の開催が延期され、また、同震災による被害等の状況を踏まえ、テーマを「災害と自閉症～共に支え合い、共に生きる～」に変更された。なお、当日は約 400 名の参加者があった。

特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支

<p>検討する。</p> <p>八 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。</p> <p>海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供を行ったか。</p> <p>イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p>	<p>援学校長会と協議した。平成 23 年度においては、当研究所と全国特別支援学校長会ホームページの相互リンクを貼り、情報の共有を図った。また、全国特別支援学校長会傘下の障害別特別支援学校長会のメーリングリストの整備と活用についても各校長会事務局との間で検討を開始した。</p> <p>小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて、全国連合小学校長会、全日本中学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会などの関係団体と協議を行い、各団体の意見を聴取し特別支援教育に関するニーズの把握に努めた。</p> <p>諸外国の特別支援教育に係る諸情報の収集については、国際調査国別調査班による活動、外国調査研究協力員制度、専門研究等による職員の海外渡航調査、国内の研究者を招聘した講演会等を効率的に組み合わせ、諸外国の情報を計画的・組織的に収集する体制を整備した。具体的には以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当研究所の国際調査の実施に関する要項を改訂し、調査対象国と調査項目を精選し調査を実施した。アジア太平洋を中心とした 20 か国から、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会で検討の対象となった国を中心に精選し、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、ドイツ、フランス、北欧(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)、アジア(韓国、中国)の 8 班で調査を実施した。 ・障害のある子どもの教育について先進的な取組を積極的に行っている国の制度や実態を詳細に把握するため、現地の特別支援教育関係者等を外国調査研究協力員に任命した。平成 23 年度は、イギリス、イタリア、ノルウェー、オーストラリア(新規追加)の 4 か国について実施した。 ・専門研究等で実施した海外渡航調査の所内報告会を実施(対象国・地域は、スウェーデン、オーストラリア、カナダ、アメリカ、イギリス、韓国、台湾、ポルトガル)するとともに、文部科学省特別支援教育課への成果報告(平成 23 年 11 月 7 日にスウェーデン、カナダ、平成 23 年 12 月 12 日にアメリカ、韓国)を実施した。 ・国内研究者(是永かな子高知大学准教授)による北欧を中心とした諸外国における障害のある子どもの教育政策の動向についての講話を平成 23 年 12 月 22 日(木)に実施した。 	
---	--	--

<p>□ 国際交流に関する刊行物については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。</p> <p>(基本方針)</p> <p>国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行ったか。</p> <p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項)</p> <p>・我が国の特別支援教育の取り組みや研究成果を国外に対し紹介するなど国際貢献に寄与したか。</p>	<p>また、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育に在り方に関する特別委員会第10回において「イギリスにおける障害のある子どもの教育について」、「フランスにおける障害のある子どもの教育について」、「イタリアにおける障害のある子どもの教育について」資料の提出と情報提供を行った。</p> <p>平成22年度まで刊行していた教育相談年報及び世界の特別支援教育を統合するとともに、印刷媒体による刊行に代わり、電子ブックの国立特別支援教育総合研究所ジャーナルとして平成24年3月に創刊した。</p> <p>国立特別支援教育総合研究所ジャーナルで提供している情報の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度研究課題の概要 ・当研究所職員による研究・実践 ・当研究所が実施したアンケート調査等の報告 ・当研究所が実施した諸外国の状況調査の報告 ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告 <p>また、平成22年度まで刊行していた英文紀要及び Journal of Special Education in the Asia Pacific (JSEAP)、NISE Newsletter 等の国際交流に関する英文刊行物を統合するとともに、印刷媒体による刊行に代わり、電子ブックのNISE Bulletinとして平成24年3月にリニューアル創刊した。</p> <p>NISE Bulletin で提供している情報の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度研究課題の概要 ・国立特別支援教育総合研究所セミナー等、当研究所の事業報告 ・日本の特別支援教育の政策動向 ・研究紀要掲載論文の英訳 ・海外の研究者等からの寄稿 <p>・我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国外に紹介することを目的とし、平成23年度においては、電子ブックのNISE Bulletin を刊行した。</p>	
---	---	--

【(大項目)2】	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A
----------	------------------------------	--------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- (1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。
退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。
なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。
- (2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を充分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。
- (4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。
- (5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

H23	H24	H25	H26
-----	-----	-----	-----

実績報告書等 参照箇所

評価基準	実績	分析・評価																												
<p>【総人件費改革への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。また、法人の取組は適切か。 	<p>【一般管理費・業務経費の対前年度増減】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="649 853 1478 1029"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度予算</th> <th>23年度予算</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>202,456</td> <td>187,279</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>873,780</td> <td>799,436</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,076,236</td> <td>986,715</td> <td>8.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>退職手当を除いた当該年度の予算額である。</p> <p>【総人件費改革への対応】 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="649 1181 1478 1452"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>23年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費決算額</td> <td>664,822</td> <td>551,540</td> </tr> <tr> <td>対17年度人件費削減率</td> <td>-</td> <td>17.1%</td> </tr> <tr> <td>対17年度人件費</td> <td>-</td> <td>13.6%</td> </tr> </tbody> </table>		22年度予算	23年度予算	削減割合	一般管理費	202,456	187,279	7.5%	業務経費	873,780	799,436	8.5%	合計	1,076,236	986,715	8.3%		17年度実績	23年度実績	人件費決算額	664,822	551,540	対17年度人件費削減率	-	17.1%	対17年度人件費	-	13.6%	<p>・対前年度比で一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る目標は達成されている。</p> <p>・総人件費改革については、平成17年度比 13.6%と目標である 5%以上の改革が図られている。</p>
	22年度予算	23年度予算	削減割合																											
一般管理費	202,456	187,279	7.5%																											
業務経費	873,780	799,436	8.5%																											
合計	1,076,236	986,715	8.3%																											
	17年度実績	23年度実績																												
人件費決算額	664,822	551,540																												
対17年度人件費削減率	-	17.1%																												
対17年度人件費	-	13.6%																												

	削減率(補正值)	
<p>【給与水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 	<p>【ラスパイレス指数(平成 23 年度実績)】</p> <p>ラスパイレス指数が研究職で 88.5%、事務・技術職員で 92.6%(平成 23 年度)</p> <p>役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</p> <p>役員給与に関しては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」に準拠し、約 0.23%の引き下げを行うかたちで俸給表を改定し、平成 23 年 4 月から適用することとした。なお、減額分については、平成 24 年 6 月期末手当で調整することとした。</p>	<p>・ 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の給与に関する法律」に準拠しているなど、適正な給与水準にあると認められる。引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくべきである。</p>
<p>【諸手当・法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 	<p>【福利厚生費の見直し状況】</p> <p>法定外福利費については、レクレーションを実施していないことから、レクレーション経費の支出実績はない。法定外福利費の支出としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定に係る経費を支出している。給与振込については国家公務員の給与振込に準じて 1 人 1 口座としている。なお、振込手数料は支払っていない。海外出張旅費については、航空機の利用について、特別な事情がある場合を除き役員のみビジネスクラスを最上位として利用できる旨、旅費規程で規定している。なお、平成 23 年度は役員の海外出張はない。さらに、職員については、国内外を問わず出張に際してパックプランを積極的に活用している。職員の諸手当については、国と異なる諸手当は設けていない。</p>	<p>・ 法定福利費については、法令に基づく健康診断、空気環境測定に係る経費であり、レクレーションを実施しておらず、また、国と異なる諸手当は設けていないことから特に問題はない。</p>
<p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。 ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。 	<p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</p> <p>規程類</p> <p>契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般競争入札における公告期間・公告方法(会計細則第 35 条) 2) 指名競争入札限度額(会計規程第 52 条) <p>なお、平成 23 年度においては一般競争の原則を踏まえ、指名競争</p>	<p>・ 契約に関する諸規程は、国に準拠して適切に定められており、問題はない。</p>

入札の実績はない。

- 3) 包括的随契条項又は公益法人随契条項は、設定していない。
- 4) 予定価格の作成・省略に関する定め(会計規程第 56 条)
- 5) 総合評価方式・複数年契約(総合評価方式は、会計規程第 57 条第 2 項。複数年契約は、会計細則第 65 条)

なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった複数年契約については、対象となる契約の要件を示すようにした。

- 6) 総合評価方式、企画競争及び公募の要領・マニュアル等

平成 21 年 3 月 17 日付けで整備している。(「総合評価落札方式活用の手引き」、「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」)

なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった総合評価落札方式における審査等の手続きについて、公平、校正かつ客観性を確保するため外部有識者の関与を必須事項とするよう「総合評価落札方式活用の手引き第 章 技術審査」を改訂した。

- 7) 再委託の把握措置

政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 21 年 12 月 9 日政委第 35 号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第 59 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。

- 8) 一般競争入札の原則の堅持(再掲)

契約については、原則は一般競争入札とし、競争性のある契約は全て一般競争入札、または、企画競争により実施した。

入札公告の研究所ホームページへの掲載に際しては、国の基準を超え公告期間を 20 日とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。

また、一般競争入札等による調達が発定されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期を Web サイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。

さらに、同じく平成 21 年度から内部統制の強化を図るため、業務監査の一環として全ての起案文書について、監査・コンプライアンス室への合議を行い、業務及び財政の適切な執行を図るとともに、コ

	<p>ンプライアンスについての職員研修を行い、全職員へ周知し推進した。</p> <p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき、平成21年12月14日付けで契約監視委員会を設置し、契約状況に関し点検・見直しを行い、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けた。</p> <p>9)マイレージの取扱い</p> <p>財務省による平成21年度予算執行調査等の結果を踏まえ、出張に係る経費削減に資する観点から、運営費交付金及び競争的資金による出張の際のマイレージについての取扱いに関する基本方針を平成21年12月15日付けで定め、業務出張により取得したマイレージを私的に使用するのではなく、業務上の出張に活用することとした。</p> <p>随意契約見直し計画の実施・進捗状況</p> <p>平成22年度における契約状況のフォローアップを行い、平成22年度に策定した随意契約見直し計画の進捗状況がほぼ計画どおりであることを確認し、研究所ホームページで公表した。</p> <p>個々の契約</p> <p>平成21年12月14日付けで外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会を設置し、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約についての審査と契約の適正化について委員会を開催し、平成23年度契約状況の点検・見直しを実施した。</p> <p>なお、平成20年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成23年度においても同様に実施した。</p> <p>【執行体制】</p> <p>契約の執行について、契約担当役である理事長が行い、その補助者である総務課長、または、契約係が予定価格調書案の作成等必要書類の作成を行った上で契約同等を起案している。また、締結した契約については、契約監視委員会において契約内容等の点検を行っている。なお、平成22年度に会計処理マニュアルを改訂し、契約事務処理の明確化・効率化を通じて執行体制の充実に努めた。</p> <p>【審査体制】</p>	<p>・法人の業務経費の予算規模を勘案し、適切な執行体制を図っていることが確認でき、また、契約事務処理の明確化・効率化に努めており、問題はない。</p>
--	---	--

法人のコンプライアンス推進体制の整備として、監査・コンプライアンス室を設置し、すべての起案文書について、監査・コンプライアンス室において審査を実施している。

【契約監視委員会の審議状況】

平成 21 年 12 月 14 日付けで外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会を設置し、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約についての審査と契約の適正化について委員会を開催し、平成 23 年度契約状況の点検・見直しを実施した。

また、審査の強化のため新たに公認会計士の委員を 1 名増員した。

なお、平成 20 年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成 23 年度においても同様に実施した。

・契約監視委員会の開催状況

ア) 構成 監事 2 名、外部有識者(公認会計士) 2 名

イ) 開催状況 第 1 回 平成 24 年 2 月 16 日
第 2 回 平成 24 年 3 月 27 日

・法人の契約量及び職員規模を勘案し、整備された審査体制について、適正性の確保のため有効に機能しており、問題はない。

・契約監視委員会は設置され開催実績もあり、随意契約等の見直し計画の進捗状況についても、問題はない。

【随意契約等見直し計画】

・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

	平成 20 年度実績		見直し計画 (H22 年 4 月 公表)		平成 23 年度実績		との比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	24	107,771	26	123,391	18	79,008	8	44,383
競争入札	21	100,974	25	122,259	17	77,933	8	44,326

企画競争、公募等	3	6,797	1	1,132	1	1,075	0	57
競争性のない随意契約	6	29,058	4	13,439	4	31,912	0	18,474
合計	30	136,829	30	136,829	22	110,920	8	25,909

【原因、改善方策】

随意契約の見直しとして十分な広告期間の確保等の見直しを図った。真にやむを得ない競争性のない随意契約4件（水道、ガス、東日本大震災により中断した契約の履行、電子計算機システムの期間延長による変更契約）を除き、一般競争契約としている。

【再委託の有無と適切性】

政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成21年12月9日政委第35号）」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第59条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。なお、平成23年度の再委託実績はない。

【一者応札・応募の状況】

	平成20年度実績		平成23年度実績		との比較増減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

・一般競争入札を原則としており、また、随意契約の内容についても、やむを得ない理由であると認められ、問題はない。

・会計規則を踏まえ、再委託の把握措置について、適切に把握する方策が行われていると認められる。

競争性のある契約	24	107,771	18	79,008	6	28,763
うち、一者応札・応募となった契約	3	6,773	5	26,167	2	19,395
一般競争契約	21	100,974	17	77,933	4	23,041
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	1	3,775	0	0	1	3,775
公募	2	3,022	1	1,075	1	1,947
不落随意契約	0	0	0	0	0	0

【原因、改善方策】

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については 入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、 詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、 十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を国の基準を越え 20 日にしている。)等の見直しを行った。しかしながら、電気の一般競争入札において、東日本大震災の影響により特定規模電気事業者への需要が高まり、供給能力を確保するためと思われる入札辞退が有り、1 者応札となったことや、建物等の損害保険で継続契約の金額が、新規契約と比較し廉価なため 1 者のみの入札となった等の状況が生じた。

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

入札参加要件は、必要最小限の競争参加資格の等級としており、制限的な応札条件は設定していない。

・外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会において、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件について、点検が行われており、また、実施方法の見直しも行われていることから、問題はない。

【関連法人】

・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされている

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 <p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 	<p>【関連法人の有無】</p> <p>なし</p> <p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <p>法人における予算・人事等の決定については、各部への権限の委任はしておらず理事長自らが行うこととしている。</p> <p>法人の長のリーダーシップを発揮するための取組として、総予算額の2%程度の理事長裁量経費を設け、中期目標・中期計画の実現に向け、機動的・弾力的に運用している。</p> <p>法人の長の補佐体制については、企画部長を兼務している理事の役割がある。理事は企画部長を兼ねるとともに、教育支援部、教育研修・事業部、教育情報部、総務部の業務について、適切な指導及び監督を行っている。</p> <p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】</p> <p>組織にとって重要な情報等については、文部科学省と連絡を密にして政策的に重要な情報を把握するとともに、各都道府県教育委員会、教育センター、校長会等と連携協力することにより、現場における特別支援教育についての重要な情報の把握に努めている。</p> <p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況*】</p> <p>役職員に対するミッションの周知については、ミッションを掲載した研究所要覧を全職員に配付するとともに、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、組織全体に浸透させている。</p> <p>法人の長と職員との意見交換の場としては、理事長が主宰し、理事・各部長・各上席総括研究員・各課長が構成員となっている総合調整会議を月2回開催し、それぞれの業務・事業担当に理事長としての意思を伝える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整会議において各業務部からの報告をさせるとともに、日常的な職員との対話を通して、円滑な意思疎通を図るとともに、法人における予算・人事等の決定について、理事長自ら行い、理事長裁量経費を設け、資源の戦略的配分に留意しており、法人の長のリーダーシップは発揮されているものと認められる。 ・また、理事が企画部長を兼務し、各部の業務に対する指導及び監督を行っており、法人の長がリーダーシップを発揮するため、必要な補佐体制を整備しているものと認められる。 ・組織にとって重要な情報等の把握に努めていることが認められる。 ・ミッションの浸透については、法人の長は、機会あるごとに趣旨・内容の周知徹底につとめており、組織全体に浸透しているものと認められる。
---	--	---

<p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。 <p>(平成 22 年度業実績評価での指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクマネジメントにおいて、特に、情報セキュリティの問題等が重要であり、着実な取組を行ったか。 	<p>とともに、業務・事業担当からの意見を聴取するなどの取組を行っている。</p> <p>また、日常的に職員に対して積極的な声掛けを行うなどして、対話しやすい環境を作り出し意思の疎通を図っている。</p> <p>法人が抱えるリスク等の洗い出しを全職員が参加して行う取組については、毎週、部員全員が参加し開催する各部の部会において、業務・事業を遂行するための課題の洗い出しを行っている。また、結果は総合調整会議において各部長等から報告を行っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握*状況】</p> <p>組織全体で取り組むべき重要な課題の把握の状況については、毎週、部員全員が参加し開催する各部の部会において、担当の業務・事業を遂行するための課題を洗い出し、総合調整会議へ報告させることにより把握している。また、総合調整会議において、それらの課題を審議することによりリスクの選別・評価を行っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応*状況】</p> <p>対応すべきリスクの選定とリスク対応計画について、全体のものは策定していないが、各部や各種会議での課題の検討、それらの総合調整会議への報告と総合調整会議での審議、また、理事長への直接の相談等により、その都度リスクに対する対応を行っている。</p> <p>【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</p> <p>年度計画において、設定した受講者数に対する参加率の数値目標が達成できなかった研究研修員制度については、教育研修・事業部を中心とした検討グループにより、要因の把握・分析を行い、平成 23 年度をもって廃止した。</p> <p>情報セキュリティの問題については、重大な問題であると認識しており、第 3 期中期計画(H23-27)において情報セキュリティ対策を推進することを定めたところである。中期計画の下、平成 23 年度においては、研究所ネットワークに関するセキュリティ監査を外部委託により実施し、その結果では、重大なセキュリティ問題は検出されなかったが、修正が必要とされたセキュリティ問題については、危険性に応じて措置を講じた。</p> <p>平成 24 年度においても、更新する電子計算機システム(ネットワークシステムを含む)のセキュリティ設定においても、引き続き継続する予定であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に課題(リスク)の洗い出しによる把握、課題を審議することでリスクを選別・評価する取組が認められる。 総合調整会議の機能を活用し、適切に対応が行われている。 対応の内容については、適切である。 指摘事項を踏まえ、適切に対応しているものと認められる。
--	--	---

<p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 	<p>る。</p> <p>【内部統制のリスクの把握状況】</p> <p>内部統制のリスクの把握状況については、理事長が主宰し、月2回開催している総合調整会議において各業務・事業担当と意思疎通を図ること、また、法人の長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等がなされるようにすること、それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握するようにしている。</p> <p>【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】</p> <p>現在のところ、内部統制の大きなリスクは見あたらないため、特にそのことに対応した計画の作成・実行はしていない。なお、外部の監査法人にも現状評価を依頼したが、大きな問題等は見られなかった。</p> <p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</p> <p>監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施しており、この監査に資するため役員会において法人運営についての意見交換を行うこととしている。</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</p> <p>監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は理事長を含む役員にも報告される。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】</p> <p>平成23年度の報告において改善点の指摘はなかった。</p> <p>【公益法人等への会費の支出への対応状況】</p> <p>平成23年度第3回役員会(監事含む)で、公益法人等への会費の支出について見直しを行い、会費の支出を行う場合には、真に必要であるとともに便益性があるものに限って支出することとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事長直轄の組織として、監査・コンプライアンス室による内部監査の取組を通して、内部統制のリスク把握機能を認めることができる。 外部の監査法人を活用するなど、適切に対応を行っている。 法人の長のマネジメントに関する監査の仕組みがあり、監査が実施されていると認められる。 監事監査の報告については、規程を整備し、報告が行われていることが認められる。 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)の趣旨を踏まえ、適切に見直しが行われており、適切である。
--	--	--

【(大項目)3】	予算、収支計画及び資金計画	【評定】 A																																																								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23	H24	H25	H26																																																					
		実績報告書等 参照箇所																																																								
評価基準	実績				分析・評価																																																					
【収入】	<p>【平成 23 年度収入状況】</p> <table border="1" data-bbox="651 550 1288 1487"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>1,081,622</td> <td>1,081,622</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>28,440</td> <td>24,329</td> <td>4,111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己収入</td> <td>3,520</td> <td>12,881</td> <td>9,361</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄附金収入</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>0</td> <td>6,640</td> <td>6,640</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,113,582</td> <td>1,125,572</td> <td>11,990</td> <td></td> </tr> <tr> <th>収入</th> <th>予算額</th> <th colspan="2">決算額</th> <th>差引増減額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>1,081,622</td> <td colspan="2">1,081,622</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>28,440</td> <td colspan="2">24,329</td> <td>4,111</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				収入	予算額	決算額	差引増減額	備考	運営費交付金	1,081,622	1,081,622	0		施設整備費補助金	28,440	24,329	4,111		自己収入	3,520	12,881	9,361		寄附金収入	0	100	100		受託収入	0	6,640	6,640		計	1,113,582	1,125,572	11,990		収入	予算額	決算額		差引増減額	備考	運営費交付金	1,081,622	1,081,622		0		施設	28,440	24,329		4,111		<p>・概ね予算計画通り収入を得ており、問題はない。</p>
収入	予算額	決算額	差引増減額	備考																																																						
運営費交付金	1,081,622	1,081,622	0																																																							
施設整備費補助金	28,440	24,329	4,111																																																							
自己収入	3,520	12,881	9,361																																																							
寄附金収入	0	100	100																																																							
受託収入	0	6,640	6,640																																																							
計	1,113,582	1,125,572	11,990																																																							
収入	予算額	決算額		差引増減額	備考																																																					
運営費交付金	1,081,622	1,081,622		0																																																						
施設	28,440	24,329		4,111																																																						

	整備費補助金				
	自己収入	3,520	12,881	9,361	
	寄附金収入	0	100	100	
	受託収入	0	6,640	6,640	
	計	1,113,582	1,125,572	11,990	
【支出】	【主な増減理由】 収入の増は、主に自己収入の科学研究費補助金間接経費などの獲得による。施設設備費の収入の減については、執行残である。				
	【平成 23 年度支出状況】				
	支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
	一般管理費	194,317	193,104	1,213	
	うち、人件費	158,516	136,539	21,977	
	うち、物件費	35,801	56,565	20,764	
	事業経費	890,825	853,150	37,675	
	うち、人件費	644,834	604,006	40,828	
	うち、物件費	245,991	249,144	3,153	
	施設費	28,440	24,329	4,111	
	寄附金	0	3,180	3,180	
	受託経費	0	6,640	6,640	
計	1,113,582	1,080,403	33,179		
【主な増減理由】 支出の減は、自己都合退職手当が見込みを下回ったこと、退職者の不補充及び電子計算機システムの期間の延長による。					
・支出状況については、予算の範囲内であり、問題はない。					

<p>【収支計画】</p>	<p>【平成 23 年度収支計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計画額</th> <th>実績額</th> <th>差引増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td>1,085,142</td> <td>1,075,559</td> <td>9,583</td> </tr> <tr> <td>収益の部</td> <td>1,085,142</td> <td>1,076,914</td> <td>8,228</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,170,284</td> <td>2,152,473</td> <td>17,811</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な増減理由】 自己都合退職手当が見込みを下回ったこと、退職者の不補充及び電子計算機システムの期間の延長による。</p>	区分	計画額	実績額	差引増減額	費用の部	1,085,142	1,075,559	9,583	収益の部	1,085,142	1,076,914	8,228	計	2,170,284	2,152,473	17,811	<p>・収支計画について、問題はない</p>
区分	計画額	実績額	差引増減額															
費用の部	1,085,142	1,075,559	9,583															
収益の部	1,085,142	1,076,914	8,228															
計	2,170,284	2,152,473	17,811															
<p>【資金計画】</p>	<p>【平成 23 年度資金計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計画額</th> <th>実績額</th> <th>差引増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金支出</td> <td>1,113,582</td> <td>1,080,403</td> <td>33,179</td> </tr> <tr> <td>資金収入</td> <td>1,113,582</td> <td>1,125,572</td> <td>,11,990</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な増減理由】 資金収入の増は、主に自己収入の科学研究費補助金間接経費などの獲得による。 資金支出の減は、自己都合退職手当が見込みを下回ったこと、退職者の不補充及び電子計算機システムの期間の延長による。</p>	区分	計画額	実績額	差引増減額	資金支出	1,113,582	1,080,403	33,179	資金収入	1,113,582	1,125,572	,11,990	<p>・資金計画について、問題はない。</p>				
区分	計画額	実績額	差引増減額															
資金支出	1,113,582	1,080,403	33,179															
資金収入	1,113,582	1,125,572	,11,990															
<p>【財務状況】 (当期総利益(又は当期総損失)) ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。 ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>【当期総利益(当期総損失)】 当期総利益(平成 23 年度) 1,355 千円</p> <p>【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】 会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額が 1,226,629 円(リース</p>	<p>・ 当期総利益の発生要因は明らかにされており、法人の業務運営に、問題はない。</p>																

<p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 	<p>最終年度では収益が費用を上回る)であり、自己収入の未使用分が128,247円である。</p> <p>【利益剰余金】 利益剰余金(平成23年度) 1,355千円</p> <p>【繰越欠損金】 なし</p> <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】 4.4% 研究所で確保した自己都合退職手当の残、退職者の不補充、電子計算機システムの期間延長等によるものであり、平成24年度の自己都合退職者の退職手当、電子計算機システムの更新に伴う整備、国や教育現場の喫緊の課題に対応する研究の実施、国際研究交流活動等に充てるものとしている。なお、年度計画の事業で未実施のものはない。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】 年度計画の事業で未実施のものはない。</p> <p>【溜まり金の精査の状況】 精査の結果なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金の多くは、適切な理由であり、過大な利益ではなく問題ない。 欠損金は発生しておらず、問題はない。 年度計画の事業で未実施のものはない。未執行額の内容について、問題はない。
--	---	---

【(大項目)4】 短期借入金の限度額		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 限度額3億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。		-			
		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
・ 短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	【短期借入金の有無及び金額】 なし 【必要性及び適切性】	・短期借入金はないことを確認した。			

【(大項目)5】 重要な財産の処分等に関する事項		【評価】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 (1)財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 (2)職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
		-			
評価基準	実績	分析・評価			
重要な財産の処分に関する計画は有るか。 ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 【実物資産】 (保有資産全般の見直し) ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。	【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】 重要な財産の処分に関する計画はない。 【実物資産の保有状況】 実物資産の名称と内容、規模 国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟 国立特別支援教育総合研究所研修棟 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟 国立特別支援教育総合研究所職員研修館 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等) 国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟:本研究所の本部業務、研究活動に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修棟:本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟:本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所職員研修館:職員研修館は防災用品備蓄倉庫として有効利用を図ることとした。 有効活用の可能性等の多寡	・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、適切に取り組んでいる。 ・保有する実物資産について、職員研修館の見直しについても適切に行われており、問題はない。			

<p>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。</p> <p>(勧告の方向性) 研究連絡スペースとして東京都内に設置しているリエゾンオフィスについては、既存の施設は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するものとする。</p> <p>(基本方針) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。</p> <p>リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。</p> <p>(平成22年度業務実績評価での指摘事項) 職員研修館については、震災対応の避難施設として登録されているが、並行してその見直しについての検討を進めたか。</p>	<p>本部業務、研究活動、研修事業に必要であり有効に使用している。</p> <p>見直し状況及びその結果 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合 職員研修館は防災用品備蓄倉庫として有効利用を図ることとした。</p> <p>処分等又は有効活用等の取組状況 / 進捗状況 職員研修館は防災用品備蓄倉庫として活用するための準備を進めている。</p> <p>政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況 / 進捗状況 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、「職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。」及び「リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。」こととされた。</p> <p>平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに他機関共に集約化済みである。</p> <p>職員研修館(鉄筋コンクリート造、平屋建、131㎡)は昭和46年度に本研究所の設立に併せ設置したものであるが、本研究所内で設置している施設環境委員会において検討した。</p> <p>本施設(鉄筋コンクリート造、平屋建、131㎡)は昭和46年度に当研究所の設立に併せ設置したものであるが、当研究所内で設置している施設環境委員会において検討した結果、</p> <p>職員研修館の設置当初の目的(主として研修・講習事業の実施の際の外部講師及び研究目的で来所する外部研究者のための宿泊施設)は終えたものと判断されるため、職員研修館としての用途は廃止することが妥当である。</p> <p>しかし、本施設の設置位置が公道と接していない敷地内に設置されているため売却が困難であり、また、鉄筋コンクリート造で建築されたもののため平成23年度期末簿価より解体費用が高くなることを見込まれるため、当該施設を防災用品備蓄倉庫として有効利用を図ることが適切である。</p> <p>なお、防災用品備蓄倉庫としての利用開始時期は、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから別途状況を見ながら判断する。</p>	
--	--	--

<p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その理由は妥当か。 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。 <p>【金融資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。 	<p>との結論を得、これを受けて研究所の決定とした。</p> <p>基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況</p> <p>施設利用申込書などにより、各施設は、研修や研修員の研修環境の充実等の本研究所の業務に資する利用が行われていることを確認している。</p> <p>利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況</p> <p>稼働状況に基づき各施設の維持管理や利用料設定を行っており、施設保有の必要性は、本研究所内で設置している施設環境委員会において確認している。</p> <p>実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組</p> <p>保有資産の有効活用、自己収入の増大を図るため、資産貸付料収入の見直し、出版権の設定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産貸付料については、平成 23 年度に研修員宿泊棟の利用料に関して、研究所主催事業以外の利用料の改訂を行った。 平成 23 年度資産貸付料収入:8,677 千円 出版権の設定については、研究成果のうち教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んで、印刷部数に応じた収入を得ている。 平成 23 年度出版権収入:3,182 千円 その他 職員宿舎は、保有していない。 <p>【金融資産の保有状況】</p> <p>金融資産については、平成 23 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>金融資産の名称と内容、規模</p> <p>該当なし</p> <p>保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)</p> <p>該当なし</p> <p>資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無</p> <p>該当なし</p>	
--	---	--

<p>・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・ 資金の運用状況は適切か。</p> <p>・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。</p> <p>・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。</p> <p>(債権の管理等)</p> <p>・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。</p> <p>・ 回収計画の実施状況は適切か。) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。</p>	<p>金融資産の売却や国庫納付等の取組状況 / 進捗状況 該当なし</p> <p>【資金運用の実績】 金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】 なし</p> <p>【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】 なし</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】 金融資産については、平成 23 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】 資金を運用していない。</p> <p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】 平成 24 年 6 月末までに、全て回収予定である。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】 なし。少額の未収金であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了するため、計画は定めていない。</p> <p>【回収計画の実施状況】</p>	
---	---	--

<p>・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p> <p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。</p> <p>・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。</p>	<p>該当なし</p> <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】 該当なし</p> <p>【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額 / 貸付金等残高に占める割合】 該当なし</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】 該当なし</p> <p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】 知的財産については、保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と出版契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。 平成 23 年度の出版権収入は 3,182 千円であった。</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況 / 進捗状況】 現在、整理を行うこととなっている知的財産はない。</p> <p>【出願に関する方針の有無】 多数の申請は見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【出願の是非を審査する体制整備状況】 本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において、職務発明等に係る知的財産の管理等を行うこととしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】 多数の申請は見込まれていないため、活用に関する計画方針は定めていない。</p> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】 本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において審議する。</p>	<p>・ ロゴマークの商標登録、出版権収入について、特段の問題はない。</p>
--	---	---

<p>・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。</p>	<p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <p>原因・理由</p> <p>知的財産については、保有していない。</p> <p>実施許諾の可能性</p> <p>該当なし</p> <p>維持経費等を踏まえた保有の必要性</p> <p>該当なし</p> <p>保有の見直しの検討・取組状況</p> <p>該当なし</p> <p>活用を推進するための取組</p> <p>知的財産については、保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。</p>	
--	---	--

【(大項目)6】	外部資金導入の推進	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。</p>		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めたか。</p>	<p>競争的資金の獲得については、平成 23 年度科学研究費助成事業に新規課題 9 課題を申請し、新規 1 課題が学術研究助成基金助成金として、採択された。 また、平成 23 年度科学研究費補助金継続 8 課題の交付を申請するとともに採択された学術研究助成基金助成金 1 課題の交付を申請し、23 年度額を受領した。 この他、他研究機関から研究分担者として、延べ 10 名計 2,860 千円(直接経費 2,200 千円、間接経費 660 千円)の配分を受け、研究を実施した。 なお、平成 24 年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金)に新規課題 19 課題(内、基盤研究(B)2、基盤研究(C)10、挑戦的萌芽研究 4、若手研究(B)3)を申請した。 受託収入については、平成 23 年度 1 件 1,700 千円であった(平成 22 年度は 1,500 千円)。内訳は、以下のとおりである。 ・日本学術振興会からの委託研究、「教育学・心理学分野に関する学術動向の調査研究」 1,700 千円 独立行政法人整理合理化計画をうけて設定した平成 23 年度の目標額 12,700 千円に対し、実績 22,090 千円であり、目標額を上回ることができた。 内訳は以下のとおりである。 ・資産貸付収入 8,677 千円、文献複写料収入 32 千円、国以外からの受託収入 1,700 千円、雑益(間接経費他) 11,581 千円、寄附金 100 千円。</p>	<p>・科学研究費補助金等の競争的資金について一定の採択を得ており、目標額も達成されている。今後とも引き続き競争的資金の獲得に努める必要があり、そのための研究課題設定の仕組みの改善が必要である。</p>			

【(大項目)7】 剰余金の使途		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。		-			
		H23	H24	H25	H26
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。 	【利益剰余金の有無及びその内訳】 平成 23 年度の利益剰余金は 1,354,876 円となっている。 【利益剰余金が生じた理由】 会計処理で生じるファイナンス・リースの影響額が 1,226,629 円(リース最終年度では収益が費用を上回る)であり、自己収入の未使用分が 128,247 円である。 【目的積立金の有無及び活用状況】 なし	<ul style="list-style-type: none"> 研究の高度化高品質化のための経費に充当する目的積立金を有していないことから、評価の対象としていない。 			

【(大項目)8】	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。</p> <p>(2)施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。</p> <p>(3)人事に関する計画 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,102 百万円 但し、上記の額は、国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。 その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進</p> <p>(4)中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間</p>		<table border="1" data-bbox="1601 271 2190 359"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p>				H23	H24	H25	H26				
H23	H24	H25	H26										
評価基準	実績	分析・評価											
<p>【施設及び設備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 	<p>【施設及び設備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した東・西研修員宿泊棟の居室の浴室乾燥機の更新を完了した。 <p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減状況 平成19年度72名、平成20年度71名(1名減)、平成21年度72名(1名増)、平成22年度69名(3名減)、平成23年度64名(5名減) 常勤職員、任期付職員の計画的採用状況 常勤の研究職員については、研究・研修に必要な障害種別等のバランス等を考慮して、欠員の補充等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の施設整備計画は計画通り完了している。 常勤の研究職員については、障害種別のバランスの確保など、研究事業及び研修事業の実施に必要な人員の確保が行われており、人事管理は適切に行われていると認められる。 											

<p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行ったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理体制等の整備・充実に係る取組状況 <p>研究所災害対策本部において、災害発生時の避難誘導体制の整備や必要となる物資の確認等を行った。</p> <p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>なし。</p> <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>なし。</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校との円滑な相互協力に資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、当研究所と学校との密接な連携のもとに行う実際的な研究及び在学児童等の教育についての相互協力についての連絡調整を行った。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校が行った授業研究会、実践研究会へ研究職員が参加し、研究の質的向上を図った。</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校と当研究所が主催で行っている「世界自閉症啓発デー2011 in 横須賀」(平成23年4月16日開催)では、発達障害教育情報センターのスタッフを中心として、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校 PTA と共に企画や広報活動を行い、当日は221名の参加者があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」の共同開催や授業研究会、実践研究会への参加など、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携が、計画から実施まで円滑に実施していると認められる。 ・ 引き続き、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図るとともに、得られた成果内容について普及を図る取組も求められる。
--	--	---